

資料 1

令和 6 年 壱岐市議会定例会 2 月第 2 回会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 5 号関係

壱岐市自治基本条例新旧対照表	1
----------------	---

議案第 6 号関係

壱岐市監査委員条例新旧対照表	8
----------------	---

議案第 7 号関係

壱岐市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	10
------------------------	----

議案第 8 号関係

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	12
--------------------------------	----

議案第 9 号関係

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表	14
-----------------------------	----

議案第 10 号関係

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	15
--------------------------------------------------------------	----

議案第 11 号関係

壱岐市介護保険条例新旧対照表	18
----------------	----

議案第 12 号関係

壱岐市漁港管理条例新旧対照表	20
----------------	----

議案第 13 号関係

壱岐市道路占用料徴収条例新旧対照表	22
-------------------	----

議案第 14 号関係

壱岐市消防関係手数料条例新旧対照表	33
-------------------	----

壱岐市自治基本条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>壱岐市は、平成16年3月1日に郷ノ浦町、勝本町、芦辺町及び石田町の4町が合併して誕生し、ともに未来を築くことを約束しました。</p> <p>壱岐は、国の特別史跡となった原の辻遺跡をはじめ、数多くの古墳群や歴史ある<u>神社、仏閣等</u>、古代の息吹を感じる歴史とロマンにあふれた島です。<u>また、平成27年4月に日本遺産第1号に認定されました。</u></p> <p>この歴史遺産を守り伝えるとともに、先人たちが築いてきた文化と、海に囲まれた島ならではの風光明媚な自然を後世へ継承していくためにも、私たちはこの島に誇りを持ち、それぞれの立場で互いに協力し合い、<u>より良いまちづくり</u>に取り組まなければなりません。</p> <p>また、学校・家庭・地域・行政がともに手を携えて子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、生涯を通じて学べる社会の実現を目指すことで、「教育のしま壱岐」を更に確立し、壱岐を<u>担う</u>人材を育てていく必要があります。</p> <p>そのためには、私たち市民が主役であることを示し、自</p>	<p>目次 (略)</p> <p>壱岐市は、平成16年3月1日に郷ノ浦町、勝本町、芦辺町及び石田町の4町が合併して誕生し、ともに未来を築くことを約束しました。</p> <p>壱岐は、国の特別史跡となった原の辻遺跡をはじめ、数多くの古墳群や歴史ある<u>神社仏閣等</u>、古代の息吹を感じる歴史とロマンにあふれた島です。</p> <p>この歴史遺産を守り伝えるとともに、先人たちが築いてきた<u>産業や文化</u>、海に囲まれた島ならではの風光明媚な自然を後世へ継承していくためにも、私たちはこの島に誇りを持ち、それぞれの立場で互いに協力し合い、<u>持続可能な住みよいまちづくり</u>に取り組まなければなりません。</p> <p>また、学校・家庭・地域・行政がともに手を携えて子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、生涯を通じて学べる社会の実現を目指すことで、「教育のしま壱岐」を更に確立し、壱岐を担う<u>個性豊かで多様な</u>人材を育てていく必要があります。</p> <p>そのためには、私たち市民が主役であることを示し、自</p>	

治の基本理念を確立することが大切です。

よって、私たち市民一人ひとりが責任を持ち、未来につながる活力あるまちづくりの実現を目指していくため、ここに彦根市自治基本条例を制定します。

第1条及び第2条 (略)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者若しくは学ぶ者、市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人、法人又はその他の団体をいう。

(2)・(3) (略)

(4) まちづくり 住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組をいう。

(5)・(6) (略)

(7) 地域コミュニティ 自治公民館、子ども会、老人会、婦人会、青年会及びその他の地域住民で自主的に構成され、当該地域に関する組織等をいう。

(自治の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる基本原則に基づいて、まちづくりを進めるものとする。

治の基本理念を確立することが大切です。

よって、私たち市民一人ひとりが責任を持ち、未来につながる活力あるまちづくりの実現を目指していくため、ここに彦根市自治基本条例を制定します。

第1条及び第2条 (略)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者若しくは学ぶ者又は市内において営利若しくは非営利の事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。

(2)・(3) (略)

(4) まちづくり 持続可能な住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組をいう。

(5)・(6) (略)

(7) 地域コミュニティ まちづくり協議会、自治公民館など地域住民で自主的に構成された当該地域に関する組織等をいう。

(自治の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる基本原則に基づいて、まちづくりを進めるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) まちづくりの主体は市民であり、市議会及び市長等は市民の自主性を尊重するとともに、その取組を支援すること。

(4) (略)

第5条 (略)

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、次の世代のことを考え、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2・3 (略)

(地域コミュニティの役割等)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 地域コミュニティは、生涯学習を通じて将来を担う人材の育成に努めるものとする。

6 (略)

(子どもの権利等)

第8条 (略)

2 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくり、保護者は、愛情を持って子どもを育て、学ばせる責務を有する。

(1)・(2) (略)

(3) まちづくりの主体は市民であり、市議会及び市長等は、市民の自主性を尊重するとともに、その取組を支援すること。

(4) (略)

第5条 (略)

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、持続可能な住みよいまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2・3 (略)

(地域コミュニティの役割等)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 地域コミュニティは、生涯学習を通じて社会情勢の変化に応じた人材の育成に努めるものとする。

6 (略)

(子どもの権利等)

第8条 (略)

2 市民、地域コミュニティ、市議会及び市長等は、子どもが健やかに育つ環境をつくり、愛情を持って子どもを育てる責務を有する。

3 市長等は、教育環境の充実等を図り、市民及び市議会とともに、子どもの健全育成及び優れた人材育成を行わなければならない。

第9条 (略)

(議員の責務)

第10条 議員は、住民の代表機関の一員であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 (略)

(市長の責務)

第11条 市長は、市民の負託に応え、市の代表者として、指導力を最大限に発揮し、公正かつ誠実に、また、総合的に市政を運営するものとする。

2・3 (略)

第12条から第16条まで (略)

(政策評価)

第17条 (略)

2 (略)

3 市長等は、政策評価の結果を踏まえて事業等の実施に反映させるとともに、施策や事業の企画立案、又は見直しに反映させるものとする。

(附属機関等)

3 市長等は、市民、地域コミュニティ及び市議会とともに教育環境の充実等を図り、壱岐を担う子どもの健全育成及び個性豊かで多様な人材の育成を行わなければならない。

第9条 (略)

(議員の責務)

第10条 議員は、住民の代表であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 (略)

(市長の責務)

第11条 市長は、市民の負託に応え、市の代表者として指導力を最大限に発揮し、公正かつ誠実に、また、総合的に市政を運営するものとする。

2・3 (略)

第12条から第16条まで (略)

(政策評価)

第17条 (略)

2 (略)

3 市長等は、政策評価の結果を踏まえて事業等の実施に反映させるとともに、施策や事業の企画立案及び見直しに反映させるものとする。

(附属機関等)

第18条 (略)

2 市長等は、原則として附属機関等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。

第19条 (略)

(パブリックコメント手続)

第20条 市長等は、市政に係る施策等を策定するに当たり、当該策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容等必要な事項を広く公表し、公表したものに対して、市民からの意見の提出を求める手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を別に定めるところにより実施するものとする。

2 (略)

(市民参画)

第21条 市長等は、まちづくりに関する計画又は政策の立案段階から、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市政運営に市民の意見を適切に反映しなければならない。

2 (略)

第22条 (略)

(自然環境、歴史及び文化の保全等)

第23条 市民、市議会及び市長等は、本市の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び文

第18条 (略)

2 市長等は、附属機関等の会議を原則として公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。

第19条 (略)

(パブリックコメント手続)

第20条 市長等は、市政に係る施策等を策定するに当たり、策定しようとする当該施策等の趣旨、目的、内容等必要な事項を広く公表し、公表したものに対して、市民からの意見の提出を求める手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を別に定めるところにより実施するものとする。

2 (略)

(市民参画)

第21条 市長等は、まちづくりに関する計画又は政策の立案段階から実施段階まで、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市政運営に市民の意見を適切に反映しなければならない。

2 (略)

第22条 (略)

(自然環境、歴史及び文化の保全等)

第23条 市民、市議会及び市長等は、本市の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び文

化を保全し、及び活用し、次の世代に引き継がなければならない。

(地域課題)

第24条 (略)

2 市長等は、市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講じなければならない。

第25条及び第26条 (略)

(危機管理)

第27条 (略)

2 市長等は、災害等の発生時において、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに国及び他の自治体と相互に連携及び協力しなければならない。

3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。

4 (略)

(市内外の人々等との交流及び連携)

化を保全し、及び活用し、次の世代に継承するよう努めなければならない。

2 市長等は、市民が市に誇りを持つよう啓発活動に努めなければならない。

(地域課題)

第24条 (略)

2 市長等は、市民及び地域コミュニティが主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講じなければならない。

第25条及び第26条 (略)

(危機管理)

第27条 (略)

2 市長等は、災害等の発生時及び発生前の時点から、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに国及び他の自治体と相互に連携及び協力しなければならない。

3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時及び発生前の時点から、自らの安全を確保するよう努めなければならない。

4 (略)

(市内外の人々との交流及び連携)

第28条 市民、市議会及び市長等は、市内外の人々等との交流及び連携がまちづくりに重要であることを認識し、得られた知識及び意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

2 市民、市議会及び市長等は、地域の素晴らしい自然、歴史、文化等の情報を、市内外の人々等に対し積極的に発信するよう努めるものとする。

以下 (略)

第28条 市民、市議会及び市長等は、市内外の人々との交流及び連携がまちづくりに重要であることを認識し、得られた知識及び意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

2 市民、市議会及び市長等は、地域の素晴らしい自然、歴史、文化等の情報を、市内外の人々に対し積極的に発信するよう努めるものとする。

以下 (略)

壱岐市監査委員条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、<u>第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>(随時監査及び財政援助を与えているもの等に対する監査)</p> <p>第7条 監査委員は、法第199条第2項、第5項又は第7項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。</p> <p>(決算等の審査)</p>	<p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項若しくは<u>第242条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第243条の2の8第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。))第34条において準用する場合を含む。)</u>若しくは<u>地公企法第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>(随時監査及び財政援助を与えているもの等に対する監査)</p> <p>第7条 監査委員は、法第199条第2項、第5項又は第7項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。<u>ただし、緊急に監査を行う必要があるときは、この限りでない。</u></p> <p>(決算等の審査)</p>	

第8条 監査委員は、法第233条第2項若しくは第241条第5項又は地方公営企業法第30条第2項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、60日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。

以下 (略)

第8条 監査委員は、法第233条第2項若しくは第241条第5項又は地方公営企業法第30条第2項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、60日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

以下 (略)

老岐市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の、号給を調整することができる。</p>	<p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を</p>	

以下 (略)

行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、
昇給の場合に準じてその者の、号給を調整することができる。

以下 (略)

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考												
<p>第1条 (略) (議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 552 1003 995"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長 (月額)</td> <td>円 380,000</td> </tr> <tr> <td>副議長 (月額)</td> <td>330,000</td> </tr> <tr> <td>常任委員長 (月額)</td> <td>315,000</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長 (月額)</td> <td>315,000</td> </tr> <tr> <td>議員 (月額)</td> <td>300,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	職名	議員報酬	議長 (月額)	円 380,000	副議長 (月額)	330,000	常任委員長 (月額)	315,000	議会運営委員長 (月額)	315,000	議員 (月額)	300,000	<p>第1条 (略) (議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 400,000円 (2) 副議長 月額 350,000円 (3) 常任委員長 月額 330,000円 (4) 議会運営委員長 月額 330,000円 (5) 議員 月額 320,000円</p> <p>以下 (略)</p>	
職名	議員報酬													
議長 (月額)	円 380,000													
副議長 (月額)	330,000													
常任委員長 (月額)	315,000													
議会運営委員長 (月額)	315,000													
議員 (月額)	300,000													



壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (給料)</p> <p>第2条 市長、副市長及び教育長の給料は、次に掲げる額とする。</p> <p>市長 月額 <u>800,000円</u></p> <p>副市長 月額 <u>640,000円</u></p> <p>教育長 月額 <u>576,000円</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (給料)</p> <p>第2条 市長、副市長及び教育長の給料は、次に掲げる額とする。</p> <p>市長 月額 <u>820,000円</u></p> <p>副市長 月額 <u>656,000円</u></p> <p>教育長 月額 <u>594,000円</u></p> <p>以下 (略)</p>	

彦根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を

定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第14条まで (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条から第35条まで (略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第14条まで (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条から第35条まで (略)</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用</p>	

教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

以下 (略)

以下 (略)

壱岐市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>38,900円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>46,700円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>58,400円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>第1条から第4条まで (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>35,300円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>53,200円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>53,600円</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号</u>に掲げる者 <u>147,900円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号</u>に掲げる者 <u>163,500円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号</u>に掲げる者 <u>179,100円</u></p>	

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,300円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,900円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、54,500円とする。

以下 (略)

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 186,900円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,200円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,700円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,300円とする。

以下 (略)

壱岐市漁港管理条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第17条まで （略）</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第18条 法第39条第1項の規定による土砂の<u>採取又は</u>占用の許可を受けた者は、それぞれ別表第4又は別表第5により算出した額（その額が100円未満であるときは、備考欄の規定により100円）に消費税相当額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を市長の指定する日までに納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる占用に係る占用料は、別表第5により算出した額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第17条まで （略）</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第18条 法第39条第1項の規定による土砂の<u>採取若しくは</u>占用の許可を受けた者<u>又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者</u>（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は<u>法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。</u>）は、それぞれ別表第4又は別表第5により算出した額（その額が100円未満であるときは、備考欄の規定により100円）に消費税相当額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を市長の指定する日までに納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる占用に係る占用料は、別表第5により算出した額と</p>	

以下 (略)	する。 以下 (略)	
--------	---------------	--

老岐市道路占用料徴収条例 新旧対照表

現行				改正案				備考	
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)					
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)					
占用物件		占用料		占用物件		占用料			
		単位	金額			単位	金額		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	300	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430		
	第2種電柱		470		第2種電柱		670		
	第3種電柱		630		第3種電柱		900		
	第1種電話柱		270		第1種電話柱		390		
	第2種電話柱		440		第2種電話柱		620		
	第3種電話柱		600		第3種電話柱		850		
	その他の柱類		27		その他の柱類		39		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		3		共架電線その他地上に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類				2		地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年		270		路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	160	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230				

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>540</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>230</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>670</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>540</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>11</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>16</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>24</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>33</u>

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>780</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>330</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>590</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>780</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>35</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>47</u>

の		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		49
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		65
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		160
外径が1メートル以上のもの		330
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	540

の			
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			70
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			93
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230
外径が1メートル以上のもの			470
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する	地下に設けるものの長さ1メートルにつき1年
			8

法第32	地下街	階数が1

		導線その他 の線類		
		道路の構 造物又は 交通の状 況を表示 する標示 柱その他 の柱類	1本につき1年	620
		その他の もの	上空に設けるも の占有面積1平 方メートルにつ き1年	390
			地下に設けるも の占有面積1平 方メートルにつ き1年	230
		その他のもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	780
		法第32条第1項第4号に 掲げる施設	占有面積1平方 メートルにつき 1年	780
法第32	地下街	階数が1	占有面積1平方	Aに0.0

条第1項 第5号に 掲げる施 設	及び地 下室	のもの	0.5を乗じ て得た額
		階数が2 のもの	Aに0.0 0.8を乗じ て得た額
		階数が3 以上のも の	Aに0.0 1を乗じて 得た額
	上空に設ける通路	3.40	
	地下に設ける通路	2.00	
その他のもの	5.40		
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1日	7
掲げる施 設	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1月	6.7
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（ア 一時的に 設けるも の あるも のを除 く。）	表示面積1平方 メートルにつき 1月	6.7
		その他の もの	表示面積1平方 メートルにつき 1年
	標識	1本につき1年	4.40

条第1項 第5号に 掲げる施 設	及び地 下室	のもの	メートルにつき 1年	0.4を乗じ て得た額
		階数が2 のもの		Aに0.0 0.6を乗じ て得た額
		階数が3 以上のも の		Aに0.0 0.7を乗じ て得た額
	上空に設ける通路		2.90	
	地下に設ける通路		1.80	
その他のもの		7.80		
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1日	6	
掲げる施 設	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1月	5.9	
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（ア 一時的に 設けるも の あるも のを除 く。）	表示面積1平方 メートルにつき 1月	5.9	
		その他の もの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	5.90
	標識	1本につき1年	6.20	

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>7</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>67</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>7</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>67</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>670</u>
		その他のもの		<u>340</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき	<u>540</u>

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>6</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>59</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>6</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>59</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>590</u>
		その他のもの		<u>290</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき	<u>780</u>

令第7条第3号に掲げる施設	1年	Aに0.0 34を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき 1月	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		54
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの 1年	Aに0.0 24を乗じて得た額
		Aに0.0 24を乗じて得た額
		Aに0.0 05を乗じて得た額
		Aに0.0 08を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3

令第7条第3号に掲げる施設	1年	Aに0.0 31を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき 1月	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 1年	Aに0.0 17を乗じて得た額
		Aに0.0 17を乗じて得た額
		Aに0.0 04を乗じて得た額
		Aに0.0 06を乗じて得た額
	上空に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3

	以上のもの	1 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.0 34 を乗じ て得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物 その他のもの	Aに0.0 24 を乗じ て得た額 Aに0.0 17 を乗じ て得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物 その他のもの	Aに0.0 24 を乗じ て得た額 Aに0.0 17 を乗じ て得た額
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの 建築物 その他のもの	Aに0.0 24 を乗じ て得た額 Aに0.0 24 を乗じ て得た額 Aに0.0

	以上のもの	
	その他のもの	
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物 その他のもの	
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物 その他のもの	
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの 建築物 その他のもの	

07 を乗じ て得た額
Aに0.0 25 を乗じ て得た額
Aに0.0 22 を乗じ て得た額
Aに0.0 15 を乗じ て得た額
Aに0.0 22 を乗じ て得た額
Aに0.0 15 を乗じ て得た額
Aに0.0 22 を乗じ て得た額
Aに0.0 22 を乗じ て得た額
Aに0.0

			3 4 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.0 3 4 を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.0 2 4 を乗じて得た額
			Aに0.0 2 4 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 3 4 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.0 3 4 を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当

			3 1 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.0 2 5 を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.0 2 2 を乗じて得た額
			Aに0.0 2 2 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 3 1 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.0 3 1 を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.0 3 1 を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当

該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

る。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

る。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

彦根市消防関係手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行					改正案					備考
本則及び附則 (略)					本則及び附則 (略)					
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)					
手数料を納付すべき者	区分		単位	金額	手数料を納付すべき者	区分		単位	金額	
(中略)			(略)	(略)	(中略)			(略)	(略)	
② 消防法	(中略)				② 消防法	(中略)				
第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	浮き屋根式特定屋外タンク	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	1,180,000円	第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	浮き屋根式特定屋外タンク	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	1,450,000円	
	貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの		1,410,000円		貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの		1,720,000円	

のもの		
危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キロ リットル以上 50,000キ ロリットル未 満のもの	1件	1,590, 000円
危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キロ リットル以上 100,000 キロリットル 未満のもの	1件	1,950, 000円
危険物の貯蔵 最大数量が1 00,000キ ロリットル以 上200,00 0キロリット ル未満のもの	1件	2,270, 000円
危険物の貯蔵 最大数量が2	1件	4,550, 000円

のもの		
危険物の貯蔵 最大数量が1 0,000キロ リットル以上 50,000キ ロリットル未 満のもの	1件	1,920, 000円
危険物の貯蔵 最大数量が5 0,000キロ リットル以上 100,000 キロリットル 未満のもの	1件	2,360, 000円
危険物の貯蔵 最大数量が1 00,000キ ロリットル以 上200,00 0キロリット ル未満のもの	1件	2,740, 000円
危険物の貯蔵 最大数量が2	1件	5,640, 000円

	00,000キ ロリットル以 上300,00 0キロリット ル未満のもの		
	危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000キ ロリットル以 上400,00 0キロリット ル未満のもの	1件	5,820, 000円
	危険物の貯蔵 最大数量が4 00,000キ ロリットル以 上のもの	1件	7,070, 000円
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

以下 (略)

	00,000キ ロリットル以 上300,00 0キロリット ル未満のもの		
	危険物の貯蔵 最大数量が3 00,000キ ロリットル以 上400,00 0キロリット ル未満のもの	1件	7,240, 000円
	危険物の貯蔵 最大数量が4 00,000キ ロリットル以 上のもの	1件	8,790, 000円
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

以下 (略)

令和5年度2月第2回補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 2月第2回補正予算の主要事業	2～16
3. 繰越明許費	17～19
4. 基金の状況（見込み）	20



高崎市

令和5年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	2月第2回補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		25,837,101	△ 434,500	25,402,601	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,542,051	△ 415	3,541,636
		診療施設勘定	49,989		49,989
		計	3,592,040	△ 415	3,591,625
	後期高齢者医療事業特別会計		400,778	△ 6,963	393,815
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,810,561	11,196	3,821,757
		介護サービス事業勘定	34,695		34,695
		計	3,845,256	11,196	3,856,452
	下水道事業特別会計		464,461	△ 14,269	450,192
	三島航路事業特別会計		125,582		125,582
	農業機械銀行特別会計		161,919		161,919
合計		8,590,036	△ 10,451	8,579,585	
一般会計、特別会計の合計		34,427,137	△ 444,951	33,982,186	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	2月第2回補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	748,970	860	749,830
	収益的支出	896,838		896,838
	資本的収入	309,148		309,148
	資本的支出	477,754		477,754

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 議会費 1 議会費 1 議会費	議会運営費	114,487	▲ 3,440	111,047	0	0	0	0	▲ 3,440	●事業の背景・目的等 議会と執行部との円滑及び効率的並びに効果的な議会運営を目的とし、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指す。 ●事業内容 ・実績による減額 ①議員報酬 △600千円 ②旅費 △1,300千円 ③印刷製本費 △850千円 ・入札実績に伴う減額 ④備品購入費 △690千円	議会事務局 P26~27
2 総務費 1 総務管理費 3 財政管理費	基金積立金	0	320,000	320,000	0	0	0	0	320,000	●事業の背景・目的等 年度間の財源不足及び市債の償還（返済）に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うために、基金（財政調整基金・減債基金）に積み立てを行う。 ●事業内容 ・財政調整基金積立金 270,000千円 ・減債基金積立金 50,000千円	財政課 P26~27
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	交通対策費	209,314	▲ 14,100	195,214	0	0	0	▲ 14,100	0	●事業の背景・目的等 令和5年6月に「長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金」の期間が終了した事に伴い従前の割引率を継続するための支援を実施する。 少子化や人口減少、自家用車の普及さらには新型コロナウイルス感染症の影響等により乗合バスの輸送人員が減少傾向にある中で、交通弱者の社会活動を保障するため、市内路線バス事業者に補助金を交付し、路線バスの運行維持・確保を図る。 ●事業内容 ・実績見込みによる減額 ①本土通院等航路運賃支援事業負担金 △1,500千円 （リフレッシュ対象者の利用減少による減額） ②地方バス路線維持費補助金 △12,100千円 ③生活バス路線等運行対策費補助金 △500千円	総務課 P26~29
	SDGs推進事業費	22,835	10,050	32,885	0	0	0	10,000	50	●事業の背景・目的等 エンゲージメントパートナー企業からの企業版ふるさと納税（人材派遣型）を受けて岩城市まち・ひと・しごと創生事業「関係人口を増やし、岩岐への新しい人の流れをつくる事業」に関連するSDGsの取組みを推進する。 ●事業内容 ・令和6年4月からのエンゲージメントパートナー企業からの人材派遣に係る費用等として、令和5年12月に受領した企業版ふるさと納税寄附金について積立を行う。	SDGs未来課 P26~29

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	地域創生費	12,388	▲ 1,100	11,288	0	0	0	▲ 1,100	0	<p>●事業の背景・目的等 市政運営の指針となる「第3次宮崎市総合計画」が、令和6年度に目標の最終年次を迎えることから、現行計画の成果検証を行ったうえで、「第4次宮崎市総合計画」策定する。</p> <p>●事業内容 <計画策定業務> ・入札実績に伴う減額 ○第4次宮崎市総合計画策定支援業務 △1,100千円</p>	政策企画課 P26～29
	婚活事業	10,828	▲ 2,780	8,048	0	0	0	▲ 2,800	20	<p>●事業の背景・目的等 市内在住の独身男女の交流活動を推進し、未婚化・晩婚化及び少子化に歯止めをかけることを目的とする。</p> <p>●事業内容 <ふれあい交流事業> ・事業実績（見込）による減額 ○各種団体婚活イベント事業費 △2,780千円 予算：4,500千円（300千円×15団体） 実績：220千円×1団体、見込：300千円×5団体</p>	政策企画課 P26～29
	Power-To-Gas実用化推進事業	65,556	▲ 3,668	61,888	▲ 3,668	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 水素貯蔵との組合せによる再エネの高効率化・導入拡大が可能なシステムの社会実装により、再エネ系統接続が困難な離島の脱炭素実現を図るとともに、一次産業等地場産業との連携により地域経済の活性化も図る。</p> <p>●事業内容 ①費用弁償：執行見込による減額 △193千円 (WEB会議との併用による旅費交通費の縮減) ②委託料：入札実績に伴う減額 △3,275千円 ③土地賃借料 △200千円</p>	SDGs 未来課 P26～29
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（観光費）	77,672	6,111	83,783	0	0	0	0	6,111	<p>●事業の背景・目的等 旅行者に「もう一泊」してもらうための魅力的な旅行商品等の開発及び普及、滞在型観光を担う人材の確保・育成等を図る取組に対し、自由度の高い支援を行うことで滞在型観光を促進することを目的として事業を実施する。</p> <p>●事業内容 ・当初の予定（県推計）よりも事業利用者（誘客数）が多くなり、事業を継続するため県への負担金を増額する。 ○長崎県滞在型観光割引事業負担金〈県・県内離島の連携事業〉6,111千円増</p>	観光課 P26～29

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所屬 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（商工費）	303,622	▲ 70,866	232,756	0	▲ 59,055	0	▲ 11,800	▲ 11	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の背景・目的等 雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者に対して、事業資金の一部を補助し、特定有人における雇用機会の拡充を図るもの。 ●事業内容 ・事業実績による減額 ○雇用機会拡充事業補助金 △70,866千円 	商工振興課 P26～29
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	共同電算システム導入事業	8,932	▲ 7,500	1,432	0	0	0	▲ 7,500	0	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の背景・目的等 適正な電子計算業務を管理運営する事を目的とし、共同電算事業に参加するもの。更に他参加共同団体との情報共有及び管理情報精度の向上を図る。 ●事業内容 ・共同電算事業団体の導入時期変更に伴う減額 ○システム整備業務委託（△7,500千円） 	情報管理課 P28～31
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	低所得世帯支援事業	140,439	▲ 6,300	134,139	▲ 6,300	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の背景・目的等 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得世帯に対し、給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行う。 ●事業内容 ・支給完了に伴い、事業費の減額を行う。 ○住民税非課税世帯への世帯当たり3万円給付 △6,300千円 (給付額合計 131,700千円) 	市民福祉課 P30～31
	新型コロナウイルス感染症対応事業費（総務課）	40,585	▲ 28,000	12,585	▲ 28,000	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の背景・目的等 令和5年9月末をもって国の燃料油価格激変緩和補助金が終了となる見込みであったことから、10月以降パンカーサーチャージが上昇するため、物価高騰の影響を受けている市民生活の負担を軽減する。 ●事業内容 ・国の燃料油価格激変緩和補助金の期間延長による減額 △28,000千円 (実績及び見込み) 国の燃料油価格激変緩和補助金が令和6年4月まで期間延長となったため、パンカーサーチャージが令和5年10月分が2ゾーン、令和5年11月～令和6年1月まで4ゾーン、令和6年2月～3月まで2ゾーンとなった。 	総務課 P30～31

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源			
					国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 13 物価高騰対応重点支援 事業費	重点支援事業費（農 林課）	24,248	7,715	31,963	0	0	0	0	7,715	●事業の背景・目的等 物価高騰に起因した肉用子牛価格の急激な下落により和子牛生産者臨時経営 支援事業（国）が実施され和子牛生産者臨時経営交付金発動基準（600千円） 及び肉用子牛生産者補給金（556千円）を下回った場合、国の支援交付金の対 象（3/4）とならない残額について県と同額を支援し経営の安定を図る。 ●事業内容 当初国の支援が12月の予定であったが3月まで延長となったため国の支援交 付金の対象（3/4）とならない残額について県と同額を支援し経営の安定を図 る。 ・国事業の発動基準価格と九州ブロック平均価格との差額の1/8を補助 ○平均価格が発動基準を下回った場合（556千円～600千円） 第1四半期 766頭×5,500円=4,213,000円・・・① ○九州ブロック平均価格が全国平均価格を下回った場合（439千円～556千円） 第1四半期 766頭×4,500円=3,447,000円・・・② ①+②=7,660,000円・・・③ ○付帯事業費（農家への振込手数料） 110円×500件=55,000円・・・④ 事業費計 ③+④=7,715,000円増	農林課 P30～31	
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	25,458	▲ 2,000	23,458	▲ 2,000	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 マイナンバーカード申請・交付事務の効率化を目的とする。 ●事業内容 ・実績見込みによる減額 ○マイナンバーカード交付事務費補助金 ▲2,000千円 補助率（国10/10 ※補助上限額あり） 予算現額 7,192千円 事業実績（見込）5,192千円	市民福祉課 P30～31	
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	障害者自立支援給付 事業	907,915	20,000	927,915	10,000	5,000	0	0	5,000	●事業の背景・目的等 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日 常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る 給付を行う。 ●事業内容 ・新規利用者数及び福祉サービスの利用量が、当初見込みよりも増加したため ○障害福祉サービス費 20,000千円増額（全体903,903千円）	市民福祉課 P32～33	

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 1 社会福祉費 4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業費	268,774	▲ 4,027	264,747	69	▲ 3,270	0	0	▲ 826	<p>●事業の背景・目的等 一般会計から国民健康保険事業特別会計に、低所得者の保険税や子育て世帯の産前産後保険税の減免の補填分を繰出し、国保事業の円滑な運営を図る。</p> <p>●事業内容 ①保険基金安定繰入金（保険税軽減分） △4,407千円 交付決定額 125,829千円（県3/4、市1/4） ②保険基金安定繰入金（保険者支援分） △227千円 交付決定額 63,667千円（国1/2、県1/4、市1/4） ③赤字決算補填等以外の法定外繰入金（国保税条例減免分）+681千円 実績額（見込み） 681千円 ④産前産後保険税繰入金 +363千円 実績額（見込み） 363千円（国1/2、県1/4、市1/4） ⑤職員給与費等繰入金 △437千円 ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付に伴う減</p>	保険課 P32～33
3 民生費 1 社会福祉費 5 介護保険事業費	介護保険事業費	587,300	▲ 8,009	579,291	0	0	0	▲ 2,600	▲ 5,409	<p>●事業の背景・目的等 地域包括ケアシステムの推進に必要な人材の確保を図る。 介護保険事業特別会計に、法定負担とされる経費を繰出しすることで、介護保険事業の経営基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容 ・各補助金及び繰入金の実績による減 ①介護人材確保対策事業補助金の減 △2,508千円 ②地域包括ケア人材確保支援事業補助金の減 △1,229千円 ③介護人材支援事業補助金の減 △680千円 ④介護保険事業特別会計繰出金の減 △3,592千円</p>	保険課 P32～35
	新型コロナウイルス関連事業	6,178	▲ 4,316	1,862	0	0	0	0	▲ 4,316	<p>●事業の背景・目的等 介護サービス事業所等で感染症が発生した場合でも、介護サービスを提供できるよう、応援職員を派遣する相互支援ネットワークを構築するための相互支援協力金と感染防護物品費を負担する。</p> <p>●事業内容 ・相互支援協力金と感染防護物品費の実績による減。 ①相互支援協力金 △4,200千円 ②感染防護物品費 △116千円</p>	保険課 P32～35
3 民生費 1 社会福祉費 7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療費	598,360	▲ 13,381	584,979	0	▲ 5,221	0	3,064	▲ 11,224	<p>●事業の背景・目的等 後期高齢者医療事業特別会計へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基金を強化し、運営の健全化を図る。 後期高齢者医療被保険者の健康診査を実施することで、疾病等の早期発見しできる限り長く自立した日常生活を送ることを目的とする。</p> <p>●事業内容 ①後期高齢者医療療養給付費負担金 医療療養給付費負担金の決定に伴う減額（△9,535千円（一般財源）） ②保険基金安定負担金（低所得者軽減分） 保健基金安定負担金の決定に伴う減額（△6,963千円（県3/4、市1/4）） ③健診受診者が300人増加の見込みであるため増額（3,117千円）</p>	保険課 P34～35

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	児童福祉総務費	30,021	▲ 6,000	24,021	0	0	6,100	▲ 12,100	0	<p>●事業の背景・目的等 次世代を担う若者の定住化を奨励するために出産祝金を支給する。(第2子10万円、第3子以降20万円)</p> <p>●事業内容 ・祝金実績見込みにより減額 △6,000千円 (事業実績(見込) 77件 11,000千円)</p>	いきいろ 子ども未来課 P34~35
	放課後児童クラブ等 育成支援事業	61,785	▲ 4,000	57,785	▲ 1,333	▲ 1,333	0	▲ 1,400	66	<p>●事業の背景・目的等 保護者が労働等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて基本的な生活習慣の確立及び健全な育成を図る。</p> <p>●事業内容 ・事業実績見込による減額 ①放課後児童健全育成事業 △3,000千円 ②新型コロナウイルス感染症対策事業(特例措置分) △1,000千円</p>	いきいろ 子ども未来課 P34~35
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	児童手当給付費	355,958	▲ 41,385	314,573	▲ 29,226	▲ 6,080	0	0	▲ 6,079	<p>●事業の背景・目的等 児童を養育する者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に対し、手当を支給する。</p> <p>●事業内容 ○児童手当実績見込みにより減額 △41,385千円</p>	いきいろ 子ども未来課 P34~37
	認可保育所給付費	115,304	▲ 20,000	95,304	▲ 10,000	▲ 5,000	0	0	▲ 5,000	<p>●事業の背景・目的等 子ども・子育て支援法に基づき、民間保育所の財政支援のため、給付費の支給を行い、子どもが健やかに成長するように支援する。</p> <p>●事業内容 ・実績見込による減額 ○私立保育所給付費負担金 △20,000千円</p>	いきいろ 子ども未来課 P34~37

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所屬 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	地域型保育給付費	193,029	▲ 20,000	173,029	▲ 10,000	▲ 5,000	0	0	▲ 5,000	<p>●事業の背景・目的等 子ども・子育て支援法に基づき、小規模保育施設の財政支援のため、給付費の支給を行い、子どもが健やかに成長するよう支援する。</p> <p>●事業内容 ・実績見込による減額 ○小規模保育施設公定価格負担金 △20,000千円</p>	いきいる 子ども未来課 P34~37
	ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業	27,572	▲ 1,500	26,072	▲ 1,500	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行う。 児童扶養手当受給者等に対して児童1人につき5万円を支給する。</p> <p>●事業内容 ・給付金実績見込みにより減額 △1,500千円 （事業実績（見込）490人 26,072千円）</p>	いきいる 子ども未来課 P34~37
3 民生費 2 児童福祉費 4 保育所費	保育所等業務効率化推進事業	5,000	▲ 2,500	2,500	▲ 1,500	0	0	0	▲ 1,000	<p>●事業の背景・目的等 保育所の周辺業務をICT化し、現場の負担軽減を図る。</p> <p>●事業内容 ・申請事業者の減による ○保育所等業務効率化推進事業 △2,500千円 （実績：3件 2,500千円）</p>	いきいる 子ども未来課 P36~37
3 民生費 3 生活保護費 2 扶助費	扶助費	762,809	▲ 33,500	729,309	▲ 25,125	0	0	0	▲ 8,375	<p>●事業の背景・目的等 生活に困窮するすべての者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>●事業内容 ・生活保護扶助費：被保護者の減少等による各種扶助費の減額 ①生活扶助費△20,000千円 ②住宅扶助費 △5,000千円 ③教育扶助費 △1,000千円 ④介護扶助費 △5,000千円 ⑤出産扶助費 △500千円 ⑥生業扶助費 △2,000千円</p>	保護課 P36~37

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所屬 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
4 衛生費	母子保健事業費(いきいき子ども未来課)	25,795	▲ 6,000	19,795	0	0	0	▲ 6,000	0	<p>●事業の背景・目的等 母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図るため妊娠・出産ができる環境づくりのひとつとして不妊治療費を助成し経済的及び心理的な負担の軽減を図る。</p> <p>●事業内容 ・妊婦健診・産婦健診・乳幼児健診等を医療機関等に業務委託をして実施する。 ①健診等実績見込により委託料減額 △3,000千円 (実績見込15,549千円) ②不妊治療のうち体外受精・顕微授精・男性不妊治療費の一部と交通費を治療1回あたり20万円を限度に助成する。 対象者実績見込により助成金減額 △3,000千円 (実績見込 1,500千円)</p>	いきいき 子ども未来課 P36~39
1 保健衛生費	1 保健衛生総務費										
	出産・子育て応援事業(いきいき子ども未来課)	18,453	▲ 2,500	15,953	▲ 1,333	▲ 333	0	▲ 800	▲ 34	<p>●事業の背景・目的等 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援の充実を図るとともに、経済的支援を実施する。 ①出産・子育て応援ギフト(経済的支援)として ⅰ) 出産応援ギフト 妊婦一人50,000円を支給する。 ⅱ) 子育て応援ギフト 子ども一人50,000円を支給する。 ②生まれてくれて“ありがとう”事業として子育て応援ギフトの上乗せ部分として市独自で30,000円相当の記念品を贈呈する。</p> <p>●事業内容 ①給付金実績見込みにより減額 △2,000千円 (事業実績(見込) 220件 11,000千円) ②給付金実績見込みにより減額 △500千円 (事業実績(見込) 113件 3,400千円)</p>	いきいき 子ども未来課 P36~39
	がん検診事業費	57,202	▲ 9,458	47,744	0	0	0	0	▲ 9,458	<p>●事業の背景・目的等 生活習慣病の中でも、市民の医療費や死亡原因のトップであるがん対策として、検診で有効性の認められている5種類のがんに対して検診を実施し、早期発見・早期治療により医療費の適正化とがんになっても働き続けられる社会の実現をめざす。</p> <p>●事業内容 ①検診受診者数が見込みを下回るため委託料の減額 事業実績見込 46,034千円 △8,654千円 ②経費節減により郵便料の減額 事業実績見込 965千円 △804千円</p>	健康増進課 P36~39
	水道事業費	227,897	860	228,757	0	0	0	0	860	<p>●事業の背景・目的等 沓崎市水道事業に対し公営企業繰出金を支出する。 全国的に異常気象による低雨量や慢性的な夏期の水不足が発生しており、また、地下水が枯渇する懸念もあるため、将来に渡り安定した生活用水の供給を図るため、現在市が所有するため池を、新たに水道水源として認可申請するための事業を実施するための費用を補助する。</p> <p>●事業内容 ・人事異動による対象児童の変更のため ①児童手当のうち基準内部分 △296千円 ・当初3基の予定であったが、老朽化による不具合が生じ、更新工事台数が1基追加となったため ②消火栓更新工事 1,156千円</p>	上下水道課 P36~39

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所屬 予算書 ページ	
					特定財源						一般財源
					国費	県費	地方債	その他			
4 衛生費 1 保健衛生費 3 環境衛生費	海岸漂着物対策費	52,209	▲ 8,000	44,209	0	▲ 6,417	0	0	▲ 1,583	●事業の背景・目的等 海岸線の環境保全のため、海岸に堆積した漂着物の回収処理及び発生抑制対策を実施する。 ●事業内容 ・入札実績に伴う減額 ○海岸漂着物回収運搬処理業務 △8,000千円	環境衛生課 P38～39
4 衛生費 2 清掃費 2 塵芥処理費	クリーンセンター費	234,844	▲ 11,559	223,285	0	0	▲ 400	0	▲ 11,159	●事業の背景・目的等 一般廃棄物の適正処理と再資源化を行うことにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源循環型社会の形成に資することを目的とする。 ●事業内容 ・実績による減額 ①電気料 △5,000千円 ・入札実績に伴う減額 ②焼却灰等収集運搬処理業務 △5,000千円 ③機械器具保守点検業務 △1,059千円 ④塵芥車購入費 △500千円	環境衛生課 P38～39
4 衛生費 2 清掃費 4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備費	63,299	▲ 25,613	37,686	▲ 6,263	▲ 5,505	0	0	▲ 13,845	●事業の背景・目的等 宕岐市内の集合処理区域外で、合併処理浄化槽を設置しようとする設置者へ補助金を交付する。 ●事業内容 ・宕岐市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績見込みによる減 ・対象者（件数）：合併処理浄化槽設置者60件（△40件） <内訳> 5人槽 30件⇒25件（△5件） 6～7人槽 50件⇒25件（△25件） 8～10人槽 10件⇒5件（△5件） 11～20人槽 10件⇒4件（△6件） 31～50人槽 0件⇒1件（+1件）	上下水道課 P40～41
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	農地中間管理費	7,593	5,751	13,344	0	5,751	0	0	0	●事業の背景・目的等 高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による話し合いを踏まえ、将来の地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援する。 ●事業内容 ○地域集積協力金（補助率：国10/10）志原南触 282a×16,000円/10a=451,200円（一般地域） 312a×28,000円/10a=873,600円（中山間地域） 計：1,324,800円（志原南触）・・・① ○地域集積協力金（補助率：国10/10）池田仲触 4a×16,000円/10a=6,400円（一般地域） 1,511a×28,000円/10a=4,230,800円（中山間地域） 計：4,237,200円（池田仲触）・・・② ○集約化奨励金（補助率：国10/10）深江栄触 63a×30,000円/10a=189,000円（一般地域） 計：189,000円（一般地域）・・・③ ①+②+③=5,751,000円増	農林課 P40～41

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所屬 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 2 林業費 2 林業振興費	森林保全造林事業費	25,292	▲ 6,096	19,196	0	▲ 3,524	0	▲ 2,345	▲ 227	<p>●事業の背景・目的等 造林事業を推進し健全な森林資源の造成を行い、水源かん養・山地災害防止機能を維持増進、松林の保護により森林の有する公益的機能の回復を図る。</p> <p>●事業内容 ・入札実績に伴う減額 ①保全松林緊急整備事業（衛生伐） △3,751千円 ②森林整備機械購入費（ホイールローダ） △2,345千円 （森林環境贈与税）</p>	農林課 P42～43
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	沓岐栽培センター管理費	75,855	▲ 11,933	63,922	0	0	0	▲ 11,933	0	<p>●事業の背景・目的等 放流用種苗（アワビ・カサゴ・アカウニ）等を生産し、磯根資源の維持に貢献するものである。</p> <p>●事業内容 ・実績による減額 ①光熱水費 △2,760千円 ②管理委託料 △4,190千円 ・入札実績に伴う減額 ③更新整備工事 △4,983千円</p>	水産課 P42～43
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	漁港管理費	43,564	▲ 3,170	40,394	0	▲ 1,494	0	0	▲ 1,676	<p>●事業の背景・目的等 漁港施設の維持管理・環境管理を実施するとともに、県が実施する漁港施設整備事業の地元負担金を負担し、漁港施設利用者の安全性・利便性の確保を図る。</p> <p>●事業内容 ・実績による減額 ①光熱水費 △1,510千円 ②海岸漂着ごみ処理委託料 △1,660千円</p>	水産課 P42～43
5 農林水産業費 3 水産業費 5 漁業集落環境整備費	漁業集落環境整備費	97,771	▲ 5,219	92,552	0	0	▲ 400	0	▲ 4,819	<p>●事業の背景・目的等 近年の生活様式の多様化に伴い漁港内などの公共用水域の水質汚濁が年々進行している状況にある。生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止して漁場の環境を保全し、併せてトイレの水洗化による漁業集落の生活改善を図るため排水処理施設への加入促進を行う。</p> <p>●事業内容 ・漁業集落排水整備事業特別会計繰出金 漁業集落排水処理施設運営に関する管理費用の減額に伴う繰出金の減額 ①一般管理費 △4,200千円 ②集落排水施設管理費 △448千円 ③施設整備費（補助） △571千円</p>	上下水道課 P42～43

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所屬 予算書 ページ	
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 4 観光費	島外スポーツ誘致	23,594	▲ 4,044	19,550	0	0	3,300	▲ 7,400	56	<p>●事業の背景・目的等 島外から宿泊を伴うスポーツ合宿及び大会に参加する団体への滞在費の一部助成、また大会主催団体への大会経費の一部助成により、滞在型観光及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ・実績による減額 ○島外スポーツ団体等誘致促進助成金 △4,044千円 ・補助金：20,000千円→15,956千円(実施済+1~3月見込み) ・計 画：延べ5,000人 20,000千円 ・実施済：152団体(延べ2,878人) 10,940千円</p>	観光課 P44~45
	宍岐行き教育旅行	25,058	▲ 15,324	9,734	0	0	▲ 2,800	0	▲ 12,524	<p>●事業の背景・目的等 本市への教育旅行で来島する学校に対し、旅費の一部助成により、誘致促進及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ・新型コロナウイルス収束による旅行先の変更があったため減額 ○宍岐行き教育旅行推進事業補助金 △15,324千円 ・補助金：25,058千円→9,734千円(実施済+1~3月見込み) ・計 画：30校(延べ4,207人) 25,058千円 ・実施済：18校(延べ1,734人) 9,734千円</p>	観光課 P44~45
7 土木費 6 下水道費 1 公共下水道費	公共下水道費	217,158	▲ 7,650	209,508	0	0	▲ 800	0	▲ 6,850	<p>●事業の背景・目的等 現在、郷ノ浦港内の水質汚染が著しく、市民生活に与える影響は深刻な問題となっており、生活環境及び、公共用水域の水質を改善するため、下水道区域内の供用開始地区について、下水道への早期加入促進を図る。</p> <p>●事業内容 ・公共下水道事業特別会計繰出金 公共下水道施設運営に関する管理費用の減額に伴う繰出金の減額 ①一般管理費 △5,700千円 ②下水施設管理費 △1,430千円 ③施設整備費(補助) △520千円</p>	上下水道課 P46~47
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	住宅建設費	249,508	▲ 16,105	233,403	10,710	0	▲ 23,700	0	▲ 3,115	<p>●事業の背景・目的等 宍岐市公営住宅等長寿命化計画に基づき改善事業等を実施し、老朽化した公営住宅等(ストック)の有効活用を図る。</p> <p>●事業内容 ・入札実績に伴う減額 △16,105千円 ①永田団地改修工事 ②古城団地改修工事 ③三本松住宅解体工事</p>	建設課 P46~49

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所屬 予算書 ページ
					特定財源				0			
					国費	県費	地方債	その他				
8 消防費 1 消防費 2 非常備消防費	消防団運営費	98,852	▲ 8,427	90,425	0	0	0	0	0	▲ 8,427	<p>●事業の背景・目的等 全国的に消防団員が減少している中、本市においても消防団員数が減少傾向にあり、消防団員の確保が喫緊の課題となっている。 そうした中、「消防団員の処遇の改善等に関する検討会」中間報告書及び「消防団員の報酬等の基準の策定等」が総務省消防庁から示され、団員報酬及び出動手当等の見直しが行なわれた。</p> <p>●事業内容 ・実績による減額 ①団員報酬 △5,027千円 ②旅費 △300千円 ③被服費 △3,100千円</p>	消防本部 P48～49
8 消防費 1 消防費 4 防災費	防災告知放送費	22,609	▲ 4,500	18,109	0	0	0	0	0	▲ 4,500	<p>●事業の背景・目的等 屋外拡声局設備及び告知放送受信機は住民への情報伝達手段として重要な役割を果たしており、機器の障害やスピーカーの調節などの必要経費、保守点検経費、機器の更新経費を目的としている。</p> <p>●事業内容 ・告知機、アンプの取換が予定より少なかったため減額 △4,500千円</p>	危機管理課 P48～49
9 教育費 2 小学校費 1 学校管理費	小学校施設整備事業	25,804	▲ 2,186	23,618	0	0	2,300	0	0	▲ 4,486	<p>●事業の背景・目的等 施設欠損による事故を防止するとともに適切に維持管理をすることにより、非常時の緊急避難所としての役割を担う。</p> <p>●事業内容 ・入札実績に伴う減額 ①設計業務委託料の減額 △1,100千円 ②改修工事請負費の減額 △1,086千円</p>	教育総務課 P48～51
9 教育費 3 中学校費 1 学校管理費	中学校管理費	180,815	▲ 15,167	165,648	0	0	0	0	0	▲ 15,167	<p>●事業の背景・目的等 巻岐市立中学校の円滑で適正な学校運営と安全・安心な学校のための施設整備を実施する。</p> <p>●事業内容 ・実績による減額 ①報酬 △1,000千円 ②費用弁償 △500千円 ③消防設備点検業務委託料の減額 △729千円 ④スクールバス・ボート運航業務委託料の減額 △12,938千円</p>	教育総務課 P50～51

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
9 教育費 5 社会教育費 4 公民館費	宍岐文化ホール施設整備費	38,418	▲ 4,320	34,098	0	0	▲ 2,700	0	▲ 1,620	<p>●事業の背景・目的等 施設利用者が、安全・安心して利用できるよう施設設備の老朽化等に伴う更新工事を実施する。</p> <p>●事業内容 ・入札実績に伴う減額 ①更新整備工事 ▲4,320千円</p>	社会教育課 P52～53
9 教育費 7 学校給食費 1 学校給食費	学校給食運営費	276,728	▲ 9,181	267,547	0	0	0	▲ 1,738	▲ 7,443	<p>●事業の背景・目的等 学校給食が成長期における児童及び生徒の心身の健全な発達及び、食に対する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすことを目的としている。</p> <p>●事業内容 ・実績による減額 ①会計年度任用職員人件費 ▲2,498千円 ②学校用務給食会負担金 ▲3,200千円 ③学校給食費支援事業 ▲3,483千円</p>	教育総務課 P52～53

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 介護保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 介護給付費 1 介護サービス給費 1 介護サービス給費	介護サービス給費	3,249,600	18,000	3,267,600	4,048 介護給付費 負担金 2,153 普通調整交 付金 1,895	3,696 介護給付費 負担金	0	7,110 介護給付費 交付金 4,860 一般会計繰 入金（給付 費） 2,250	3,146	<p>●事業の背景・目的等 要介護者の尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法に基づいて、各介護サービスに係る給付を行う。</p> <p>●事業内容 ・各介護サービス給付費の実績見込みによる補正 ①介護サービス給付費（国保連）の増 23,400千円 ②介護サービス給付費（住宅改修）の減 △800千円 ③介護サービス給付費（福祉用具）の増 600千円 ④介護サービス給付費（その他）の減 △5,200千円</p>	保険課 P10～11
3 地域支援事業費 3 包括的支援事業・任意事業費 1 包括的支援事業・任意事業費	任意事業費	28,877	4,500	33,377	1,732 地域支援事 業（包括的 支援事業 等）交付金	866 地域支援事 業（包括的 支援事業 等）交付金	0	866 一般会計繰 入金（給付 費）	1,036	<p>●事業の背景・目的等 在宅での食事の調理が十分にできない高齢者（要介護認定対象者）に対し、バランスの取れた食事を定期的に提供するとともに、安否の確認を行うことにより、「食」の面から、高齢者の健康維持および自立に寄与した住み慣れた地域で継続した生活ができるように支援することを目的とする。</p> <p>●事業内容 ・介護予防配食サービスの実績による増 （要介護認定の対象者で、介護度の変更や新たに利用希望が増えたため） 年度当初要求時 2,550食×12月 実績見込み 3,100食×12月</p>	保険課 P10～11
4 基金積立金 1 基金積立金 1 介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金	2	10,000	10,002	0	0	0	0	10,000	<p>●事業の背景・目的等 介護給付費の急増等、不測の事態に備えることにより、介護保険事業の安定的な運営を確保するため、介護給付費準備基金への積み立てを行う。</p> <p>●事業内容 ・介護給付費確定による増額 ○介護給付費準備基金積立金（10,000千円）</p>	保険課 P12～13

令和5年度2月第2回補正予算の主要事業

■ 下水道事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 下水道事業費 1 管理費 1 一般管理費	一般管理費	101,416	▲ 5,700	95,716	0	0	0	▲ 5,700 一般会計繰入金（公共下水）	0	<p>●事業の背景・目的等 現在、郷ノ浦港内の水質汚染が著しく、市民生活に与える影響は深刻な問題となっており、これらの問題を改善することが急務と考える。 よって、生活環境及び、公共用水域の水質を改善するため、下水道区域内の供用開始地区について、下水道への早期加入促進を図る。</p> <p>●事業内容 ・公共下水道事業運営に関する管理費用の減 ○消費税納付金に係る還付申告による減額 △5,700千円</p>	上下水道課 P10~11
2 漁業集落排水整備事業費 1 管理費 1 一般管理費	一般管理費	10,034	▲ 4,200	5,834	0	0	0	▲ 4,200 一般会計繰入金（漁業集落）	0	<p>●事業の背景・目的等 近年の生活様式の多様化に伴い漁港内などの公共用水域の水質汚濁が年々進行している状況にある。 生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止して漁場の環境を保全し、併せてトイレの水洗化による漁業集落の生活改善を図るため排水処理施設への加入促進を行う。</p> <p>●事業内容 ・漁業集落排水処理施設運営に関する管理費用の減 ○消費税納付金に係る還付申告による減額 △4,200千円</p>	上下水道課 P10~11

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
2 総務費	1 総務管理費	肉用牛経営緊急支援事業	7,715	R6.8.31	本事業は国の和子牛生産者臨時経営支援事業に併せて実施している事業であるが、国の事業実施期間が延長されることとなり、これに伴い本事業においても年度内の事業完了が困難となったため。
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修業務	1,353	R7.3.31	住民基本台帳法等の一部改正に基づく戸籍附票システム改修について、国からの詳細が示されておらず事業者のソフトウェア開発にも遅れが生じていることから、年度内のシステム改修が困難となったため。
4 衛生費	1 保健衛生費	長崎県病院企業団建設改良特別負担金	300,000	R7.3.31	本事業は長崎県病院企業団の苓岐病院増築事業に係る地元負担金であるが、地質調査業務の不落により全体工期が後ろ倒しになり、本市負担分の事業計画が翌年度に繰り越すこととなったため。
5 農林水産業費	1 農業費	ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	1,616	R7.3.31	本事業は機械等の導入に対する補助事業であるが、事業主体が導入を予定している機械について、震災の影響により納品に遅れが生じ年度内の事業完了が困難となったため。
		県営圃場整備事業	8,000	R7.3.31	本事業は県営事業の地元負担金であるが、河川改修及び市道改良工事との調整による県営圃場整備事業（木田地区）の繰越に伴い、地元負担金についても繰越が必要となったため。
		県営老朽ため池整備事業	4,620	R7.3.31	本事業は県営事業の地元負担金であるが、事業推進の観点から令和5年度国の補正予算による県営事業費の増額が行われ、県営老朽ため池整備事業（苓岐地区・芦辺地区）の繰越に伴う地元負担金の繰越が必要となったため。
		県営海岸事業	200	R7.3.31	本事業は県営事業の地元負担金であるが、事業推進の観点から令和5年度国の補正予算による県営事業費の増額が行われ、県営海岸事業の繰越に伴う地元負担金の繰越が必要となったため。
	2 林業費	治山事業	4,500	R7.3.31	本年度発生した豪雨による自然災害防止工事において、土砂除去・測量設計の完了後に県への申請手続きとなり、起工までに時間を要したことから年度内完了が困難となったため。
	3 水産業費	芦辺港ターミナル整備事業	91,800	R6.5.30	芦辺港ターミナル整備における通路・待機所の上屋根設置工事について、追加工事等が必要となり、これに不測の日数を要したため。
	7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（起債）	30,000	R6.6.30
30,000				R6.12.28	1級市道 住吉船橋線 本工事は県営圃場整備事業（木田地区）と併せて実施するものであるが、事業計画を一部変更する必要が生じ、これに不測の日数を要したため。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（起債）	15,000	R6.5.30	1級市道 商高国分線 工事着手にあたり地元との協議の結果、施工方法に変更が生じ、これに不測の日数を要したため。
			20,000	R6.5.30	市道獅子の子坂1号線 工事に支障となる立木について地権者との交渉を行った結果、金銭補償ではなく物件移転させることとなり、これに不測の日数を要したため。
			10,000	R6.9.30	市道西間4号線 用地交渉において地権者の同意を得られたものの、該当地において抵当権が設定されており、この抹消手続きに不測の日数を要したため。
		県営道路整備事業	2,500	R7.3.28	本事業は県営事業の地元負担金であるが、事業計画を一部変更する必要が生じ、県営圃場整備事業（木田地区）の繰越に伴う地元負担金についても繰越が必要となったため。
		県営急傾斜地崩壊対策事業	7,000	R6.12.28	本事業は県営事業の地元負担金であるが、地権者との調整に不測の日数を要したことによる県営急傾斜地崩壊対策事業の繰越に伴い、地元負担金についても繰越が必要となったため。
	4 港湾費	県営港湾整備事業	2,500	R6.9.30	本事業は県営事業の地元負担金であるが、事業推進の観点から令和5年度国の補正予算による県営事業費の増額が行われ、県営港湾整備事業の繰越に伴う地元負担金の繰越が必要となったため。
		勝本港埋立事業	85,300	R6.6.30	本事業は県が整備する岸壁背後地の埋立事業であるが、先行する県の整備事業が資機材の調整等に不測の日数を要したことで埋立工事の着手にも遅れが生じ、年度内完了が困難となったため。
		郷ノ浦ターミナルビル改修事業	33,293	R6.9.30	郷ノ浦港ターミナルのジェットfoil乗り場移設に伴う通路・駐車場等の整備において、関係機関との調整に不測の日数を要したため。
	合 計			655,397	

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	金額	完了予定	変更理由
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	200,100	270,100	70,000		
					30,000	R6.6.30	1級市道 黒崎線（新田工区） 用地交渉において地権者の同意を得られたものの、該当地において古い抵当権が設定されており、この抹消手続きに不測の日数を要したため。
					10,000	R6.5.31	1級市道 錦線（南工区） 地元への説明会を実施したところ、一部の地権者から同意が得られず道路法線の見直しを行う必要が生じ、これに不測の日数を要したため。
					5,000	R6.5.31	2級市道 左京鼻線（諸吉本村工区） 地元への説明会を実施したところ、一部の地権者から同意が得られず道路法線の見直しを行う必要が生じ、これに不測の日数を要したため。
					10,000	R6.5.31	1級市道 鶴亀中央線（深江栄工区） 地権者との協議を開始したところ、地権者が亡くなっていたことから相続人等関係者の調査が必要となった。同意は得られたもののこれに不測の日数を要したため。
					5,000	R6.8.30	2級市道 住吉長峰線（住吉前工区） 現地調査の結果、対策工法の選定にあたり地質調査を実施する必要が生じ、これに不測の日数を要したため。
					10,000	R6.6.30	1級市道 初山中央線（若松工区） 工事に支障となる工作物が確認されことから所有者の調査が必要となり、これに不測の日数を要したため。
合	計			70,000			

基 金 の 状 況

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度		令和4年度末 現在高	令和5年度(見込み)		令和5年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,554,414	403,632	0	1,958,046	270,040	483,649	1,744,437	
減債基金	1,425,561	90,015	0	1,515,576	51,161	200,000	1,366,737	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,868	1	0	25,869	1	0	25,870
	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	113,700	573,270
	老人ホーム事業施設整備基金	166,842	3	0	166,845	3	0	166,848
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	113,343	2	13,200	100,145	3	43,209	56,939
	沿岸漁業振興基金	51,153	18,148	14,469	54,832	18,148	14,646	58,334
	教育振興基金	7,005	0	0	7,005	2	300	6,707
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	0	0	6,243	1	0	6,244
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	0	2,173,400	0	543,450	1,629,950
	ふるさと応援基金	585,818	739,406	494,800	830,424	1,000,020	748,120	1,082,324
	過疎地域持続的発展特別事業基金	772,824	82,583	49,400	806,007	141,520	152,300	795,227
	本庁舎建設基金積立金	250,041	2	0	250,043	10	0	250,053
	学校施設整備基金積立金	350,128	3	0	350,131	10	0	350,141
	彦岐市森林環境譲与税基金	16,026	7,384	7,216	16,194	7,294	3,454	20,034
	企業版ふるさと納税基金	0	2,200	0	2,200	13,470	2,000	13,670
	小 計	6,254,241	849,732	579,085	6,524,888	1,180,482	1,621,179	6,084,191
計	9,234,216	1,343,379	579,085	9,998,510	1,501,683	2,304,828	9,195,365	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	85,720	3	30,000	55,723	2	43,256	12,469
	介護給付費準備基金	61,119	40,001	0	101,120	10,002	1	111,121
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	1,000	1,000	13,046	26,454	6,500	33,000
	計	159,885	41,004	31,000	169,889	36,458	49,757	156,590
合 計	9,394,101	1,384,383	610,085	10,168,399	1,538,141	2,354,585	9,351,955	

○定額運用基金

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度		令和4年度末 現在高	令和5年度(見込み)		令和5年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	100	100	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	57,566	16,635	11,635	62,566	0	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	4,262	4,262	2,000	0	0	2,000
合 計	79,566	20,997	15,997	84,566	0	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	9,473,667	1,405,380	626,082	10,252,965	1,538,141	2,354,585	9,436,521
-----------------	-----------	-----------	---------	------------	-----------	-----------	-----------

令和6年度当初予算（案）概要

1.	各会計予算額一覧	1
2.	一般会計款別予算集計表	2～3
3.	当初予算主要事業一覧	4～32
4.	基金の状況（見込み）	33
5.	地方消費税交付金（社会保障財源化分） 及び入湯税が充てられる経費	34



壱岐市

令和6年度豊岐市各会計当初予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円、%)

会 計 名		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率	
一 般 会 計		23,865,000	24,190,000	△ 325,000	△1.3	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定	3,428,229	3,500,601	△ 72,372	△2.1
		診療施設勘定	49,975	49,989	△ 14	△0.1
		計	3,478,204	3,550,590	△ 72,386	△2.0
	後期高齢者医療事業特別会計		449,107	393,978	55,129	14.0
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定	3,717,514	3,701,787	15,727	0.4
		介護サービス事業勘定	34,632	33,639	993	3.0
		計	3,752,146	3,735,426	16,720	0.4
	下水道事業特別会計		-	383,501	△ 383,501	△100.0
	三島航路事業特別会計		126,326	124,268	2,058	1.7
	農業機械銀行特別会計		147,007	129,966	17,041	13.1
合 計		7,952,790	8,317,729	△ 364,939	△4.4	
一般会計、特別会計の合計		31,817,790	32,507,729	△ 689,939	△2.1	

○企業会計

(単位:千円、%)

会 計 名	内 訳	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
水道事業会計	収益的收入	796,519	748,970	47,549	6.3
	収益的支出	880,948	903,245	△ 22,297	△2.5
	資本的收入	243,764	309,148	△ 65,384	△21.1
	資本的支出	467,244	477,754	△ 10,510	△2.2
下水道事業会計	収益的收入	406,758	-	-	-
	収益的支出	405,714	-	-	-
	資本的收入	121,951	-	-	-
	資本的支出	186,311	-	-	-

令和6年度 一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳入）

（単位：千円、％）

款	区 分	令和6年度予算額		令和5年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A	構成比	B	構成比		
○	1 市 税	2,091,953	8.8	2,161,894	8.9	△69,941	△3.2
	2 地方譲与税	308,938	1.3	261,456	1.1	47,482	18.2
	3 利子割交付金	497	0.0	642	0.0	△145	△22.6
	4 配当割交付金	7,102	0.0	9,816	0.0	△2,714	△27.6
	5 株式等譲渡所得割交付金	3,977	0.0	10,000	0.0	△6,023	△60.2
	6 法人事業税交付金	20,192	0.1	14,000	0.1	6,192	44.2
	7 地方消費税交付金	659,015	2.8	616,724	2.5	42,291	6.9
	8 ゴルフ場利用税交付金	2,137	0.0	2,295	0.0	△158	△6.9
	9 環境性能割交付金	22,667	0.1	17,214	0.1	5,453	31.7
	10 地方特例交付金	92,232	0.4	8,045	0.0	84,187	1,046.5
	11 地方交付税	9,550,000	40.0	9,750,000	40.3	△200,000	△2.1
	12 交通安全対策特別交付金	3,720	0.0	3,990	0.0	△270	△6.8
○	13 分担金及び負担金	204,111	0.8	217,846	0.9	△13,735	△6.3
○	14 使用料及び手数料	422,899	1.8	426,928	1.8	△4,029	△0.9
	15 国庫支出金	2,228,527	9.3	2,335,113	9.7	△106,586	△4.6
	16 県支出金	1,997,750	8.4	2,032,290	8.4	△34,540	△1.7
○	17 財産収入	53,248	0.2	50,998	0.2	2,250	4.4
○	18 寄附金	1,011,001	4.2	1,010,101	4.2	900	0.1
○	19 繰入金	2,690,861	11.3	2,516,387	10.4	174,474	6.9
○	20 繰越金	400,000	1.7	400,000	1.7	0	0.0
○	21 諸収入	190,373	0.8	169,461	0.7	20,912	12.3
	22 市 債	1,903,800	8.0	2,174,800	9.0	△271,000	△12.5
	歳入合計	23,865,000	100.0	24,190,000	100.0	△325,000	△1.3
○	うち自主財源（○印）	7,064,446	29.6	6,953,615	28.8	110,831	1.6

令和6年度 一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳出）

（単位：千円、％）

款	区分	令和6年度予算額		令和5年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A	構成比	B	構成比		
1	議会費	148,063	0.6	143,111	0.6	4,952	3.5
2	総務費	4,765,628	20.0	4,571,467	18.9	194,161	4.2
3	民生費	6,118,475	25.6	6,153,323	25.4	△34,848	△0.6
4	衛生費	2,324,469	9.8	2,609,520	10.8	△285,051	△10.9
5	農林水産業費	2,152,695	9.0	2,203,543	9.1	△50,848	△2.3
6	商工費	638,447	2.7	616,200	2.5	22,247	3.6
7	土木費	1,589,317	6.7	1,707,543	7.1	△118,226	△6.9
8	消防費	673,486	2.8	858,122	3.6	△184,636	△21.5
9	教育費	2,298,856	9.6	2,056,811	8.5	242,045	11.8
10	災害復旧費	6,252	0.0	9,309	0.0	△3,057	△32.8
11	公債費	3,089,565	13.0	3,206,424	13.3	△116,859	△3.6
12	諸支出金	49,747	0.2	44,627	0.2	5,120	11.5
13	予備費	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
歳出合計		23,865,000	100.0	24,190,000	100.0	△325,000	△1.3

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源			一般財源			
			国費	県費	地方債 その他				
2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	まちづくり協議会費	95,780	936	0	25,600	400	68,844	●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、宍田市自治基本条例に基づき、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。 ●事業内容 ・まちづくり協議会費 ①乗落支援員設置業務委託 57,800千円 ②まちづくり交付金 32,042千円 ③その他 5,938千円	SDGs 未来課 P54～57
2 総務費 1 総務管理費 5 財産管理費	旧かたばる病院関連施設解体工事（サービス棟・霊安室）	124,000	0	0	111,600		12,400	●事業の背景・目的等 老朽化した建物について解体を行い、公共施設の保有総量の圧縮を図る。 ●事業内容 ・旧かたばる病院 サービス棟、霊安室解体工事	管財課 P62～63
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	乗合タクシー運行業務	5,688	0	0	4,300	360	1,028	●事業の背景・目的等 高齢者等をはじめとする地域住民の移動手段の確保に対し、地域住民自らが主体となったタクシー（コミュニティバス）を運行し、地域の活性化を図る。 ●事業内容 ・乗合タクシー運行業務（初山地区・箱崎地区） ①運行業務 5,400千円（初山3,000千円、箱崎2,400千円） ②その他（修繕料、損害保険料など） 288千円	総務課 P64～67
	地方バス路線維持費	85,120	0	0	0		85,120	●事業の背景・目的等 少子化、人口減少、自家用車の普及等により乗合バスの輸送人員が減少傾向にある中で、交通弱者の社会活動を保障するため、市内路線バス事業者に補助金を交付し、路線バスの運行維持・確保を図る。 ●事業内容 ・路線バス運行に伴う実質損失額に対し70%を補助 ①市の政策事業による負担 75歳以上バス利用者分 4,671千円 学生定期助成 21,179千円 ②実質赤字補填額 59,270千円	総務課 P68～69

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				区分	事業内容	所属 予算書 ページ	
			特定財源							一般財源
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	離島航空路線確保対策補助金	33,779	0	0	27,000	0	6,779	●事業の背景・目的等 オリエンタルエアブリッジ(株)が運航しているATR機に対し、航空事業者に補助を行うことで運航体制を確保し、市民の日常生活の確保や経済活動の活性化、交流人口の拡大などを図る。 ●事業内容 ・ATR導入ソフト支援 ①パイロット及び整備士等養成費 27,686千円 ②安全整備費 6,093千円	総務課 P68～69	
	本土通院等航路運賃支援事業	14,000	0	0	11,200	0	2,800	●事業の背景・目的等 令和5年6月に「長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費補助金」の期間が終了した事に伴い従前の割引率を継続するための支援を実施する。 ●事業内容 ・本土通院等航路運賃支援事業負担金 基本運賃から国境離島負担金を除いて、利用者負担額が5割引もしくは6割引の金額となるよう差額分を支援する。 ①特定医療割引 【特定医療(指定難病)・特定疾患割引、小児慢性特定疾病医療割引、育成医療割引、高度・先進医療割引】 ②後期高齢者割引 ③学生割引 【就職活動割引、進学受験割引、グループ活動割引】 ④身障者等運転自動車航送料割引 ※①：基本運賃の6割引、②～④：基本運賃の5割引	総務課 P66～67	
	国境離島航路・航空路運賃軽減事業	92,243	0	0	0	0	92,243	●事業の背景・目的等 有人国境離島法において、航路・航空路の運賃低廉化により島民の本土との交通手段の経済的負担を軽減し持続的な居住が可能となる環境の整備を図るため、国境離島航路航空路運賃軽減事業を行う。 ●事業内容 ・国境離島航路航空路運賃低廉化負担金 ①航路分 79,882千円 ②航空路分 11,611千円 ③三島分 750千円 ※負担割合：国55%、県22.5%、市22.5%	総務課 P68～69	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		財源内訳						区分	事業内容	所属 予算書 ページ
款・項・目	事業名	予算額	特定財源				一般財源			
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費	SDGs推進事業	31,830	10,890	0	0	10,050	10,890	<p>●事業の背景・目的等 本市は、平成30年度「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定を受け、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を推進している。香岐市SDGs未来都市計画に基づき、近年の不安定かつ不確実な社会状況の中、持続可能な未来に向けた羅針盤であるSDGsに取り組むことで、経済循環を中心に社会と環境が調和しながら、市民の故郷として存在し続ける持続可能な地域社会の構築を目指す。</p> <p>●事業内容 ■香岐市SDGs推進事業 21,780千円 SDGs未来都市計画に基づくSDGs推進事業のうち、中長期的な視点での実施が必要となる教育・対話会等の継続事業を実施する。 (1) 高校イノベーションプログラム、起業体験プログラム 3,850千円 (2) 香岐版ESDプログラム(小中学校SDGs教育) 4,950千円 (3) 香岐なみらい創りプロジェクト市民対話会等 5,500千円 (4) SDGs広報・啓発イベントの実施 5,500千円 (5) プロジェクト管理費 1,980千円 ■SDGsプログラム開発事業 10,050千円 企業版ふるさと納税(人材派遣型)により企業人材を受け入れ、SDGsを中心とした教育旅行、企業研修、視察等のプログラム開発・営業活動・受入調整等の体制を強化する。 ①補助金名称：デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生推進タイプ) ②負担割合：国1/2、市1/2</p>	SDGs未来課 P66～67	
1 総務管理費 6 企画費	デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生推進タイプ)					企業版ふるさと納税基金			<p>●事業の背景・目的等 慶應義塾大学SFC研究所及び株式会社リクルートとの連携協定に基づき、「香岐なみらい研究所」における人材育成と地域創生プロジェクトの開発実装を通して、共創社会の実現を目指す。また、人口減少・超高齢化社会の問題である生産年齢人口(地域の担い手となる若い世代)の減少に対応するため、「エンゲージメント(地域への愛着や主体的な貢献欲求)」に着目し、居住地に関わらず、本市のみらい創りに対して主体的に活動する人を増加させることで、担い手を確保し、持続可能な地域社会を構築する。</p> <p>●事業内容 香岐市エンゲージメント型共創推進事業 (1) エンゲージメント指標の測定分析業務 5,500千円 (2) 香岐なみらい研究所研究開発費 5,000千円 (3) 香岐なみらい研究所運営支援業務 4,500千円 ①補助金名称：デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生推進タイプ) ②負担割合：国1/2、市1/2 ③特別交付税措置：地元負担額×0.8 (特別交付税に関する省令第5条第1項第3号イ表第54号)</p>	SDGs未来課 P66～67
	外部人材活用促進事業	15,000	7,500	0	0	0	7,500			

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計										(単位：千円)
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費	Power-To-Gas実用化推進事業	31,731	31,119	0	0	0	612			
1 総務管理費			エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金							SDGs 未来課 P64~67
6 企画費										
	離島交流中学生野球大会	46,920	20,960	0	0	21,647	4,313	新規		
			離島活性化交付金			ふるさと応援基金				政策企画課 P68~69
	総合計画策定業務	5,521	0	0	0	5,247	274			
						合併振興基金				政策企画課 P62~67

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	定住奨励事業	35,860	0	0	0	35,860	0	<p>●事業の背景・目的等 沓岐市総合計画の「Uターン強化」に掲げる定住・移住を推進するため、Uターン者に対し、住宅取得、家賃の一部補助、引っ越し費用の補助等を行い、移住費用の負担を軽減する。また、移住者等への住宅を確保し、移住者及び定住者の増加を図るため、市民の中古住宅取得費用の一部補助や空き家バンクに登録する所有者に対して改修費の一部補助を行う。さらに、若年層の定住促進及び産業人材の確保を図るため、市内に居住・就労し、奨学資金等を償還する者に対し償還額の一部補助を行う。</p> <p>●事業内容 ・定住奨励事業補助金 ①移住者住宅等支援事業 13,500千円 (新築2,500千円×3戸、中古(移住者)1,000千円×3戸、中古(市民)1,000千円×3戸) ②移住者住宅家賃支援事業 3,360千円 (7千円×12月×40戸) ③移住費用支援事業 6,000千円 (120千円×50世帯) ④中古住宅改修費用支援事業(移住者) 4,000千円 (1,000千円×3戸+加算200千円×5人) ⑤空き家バンク改修補助金(所有者) 3,000千円 (1,000千円×3戸) ⑥定住促進奨学資金償還補助金 6,000千円 100,000円×60件</p>	政策企画課 P68～69	
	ふれあい交流事業	3,380	0	960	0	1,731	689	<p>●事業の背景・目的等 少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取り組みとして、結婚を望む独身男女の婚活を応援するとともに地域全体で結婚応援の気運を高める。</p> <p>●事業内容 ・商工会女性部結婚支援事業 婚活を支援するマジコイ！沓岐島縁結びサポート事務局(沓岐市商工会女性部)に委託し、結婚を希望する未婚者に対し、結婚個別無料相談会等の婚活支援活動を行う。 予算額 1,280千円(地域少子化対策重点推進交付金：国3/4) ・婚活イベント開催事業 結婚を希望する方へ出会いの機会を創出するため市内団体等が行う男女交流事業の開催を支援する。 予算額 2,100千円(300千円×7回)</p>	政策企画課 P66～69	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計								(単位：千円)		
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	ウルトラマラソン運営事業	13,396		0	0	13,300	96	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>本大会は全国から例年600名を超える参加があり、日本最大級のランニングポータルサイトであるランネットで高評価(ウルトラマラソンの部3大会連続全国第2位獲得)を受けるなど、単なるスポーツイベントに留まらず、島全体を挙げた一大イベントとして定着している。 令和5年度は市制施行20周年記念大会として開催し、エントリー人数が「746名」と過去最高のエントリー人数を獲得することができたため、本市の更なる知名度向上、また、地域経済活性化に寄与した。</p> <p>●事業内容</p> <p>各岐ウルトラマラソン運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費補助金：12,000千円 第7回大会の運営に係る経費 開催予定日 令和6年10月19日(土) 種目・募集 100km：600名 / 50km：400名 過去実績(エントリー数) 第1回 635名 / 第2回 703名 / 第3回 728名 第4回 695名 / 第5回 598名 / 第6回 746名 	観光課 P68～69	
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業(観光課)	47,910	0	1,501	0	44,900	1,509	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>有人国境離島法の施策の一つである滞在型観光促進事業について、滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げ及び誘客促進事業の実施により地域振興を図る。</p> <p>●事業内容</p> <p>①滞在型観光割引事業負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> 県事業(滞在型観光促進事業)として実施する長崎しま旅事業(誘客対策)に対する市町負担金 事業費(市負担金) 44,942千円 ※全体事業費：701,629千円 補助率 国：55% 県：22.5% 各市町負担金：22.5%(44,942千円) <p>②滞在型観光旅行商品造成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内観光事業者(体験事業者・宿泊事業者・飲食店等)の連携による体験プログラムの企画・開発(個人旅行・教育旅行)を支援 事業費 1,406千円 補助率 県(国)：55% 市：45% <p>③元寇750年に向けた全国PR事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024年の元寇750年に向けた元寇史跡の観光コンテンツ化及び4市合同スタンプラリー実施 事業費 1,337千円(内 補助対象 1,100千円) 補助率 県(国)：55% 市：45% <p>④旅費 225千円(内 補助対象 100千円 ※全体事業費の4%以内のため)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助率 県(国)：55% 市：45% 	観光課 P64～69	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				区分	事業内容	所属 予算書 ページ	
			特定財源							一般財源
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	ふるさと応援寄附金	1,633,698	0	0	0	1,485,545	148,153	<p>●事業の背景・目的等 ふるさと応援寄附金制度は、首都圏と地方の税収格差の是正を目的とし創設された。納税者へ本市のふるさと納税を推進し、地域活性化に向けた様々な施策を実施する為、財源の確保を図る。</p> <p>●事業内容 ふるさと応援寄附者への返礼品の贈呈、民間ポータルサイトの増強のほか寄附増額に向けたカタログ作成及び情報発信事業を実施する。なお、寄附金はふるさと応援基金に積立てを行う。 ・目標額 10億円</p>	<p>商工振興課</p> <p>P64～69</p>	
	雇用機会拡充事業	260,000	0	216,666	0	39,916	3,418	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域における雇用増を伴う創業または事業拡大を行う事業者の事業資金の一部を支援することで、定住促進及び地域活性化を図ることを目的とする。</p> <p>●事業内容 特定有人国境離島地域における事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や人件費、広告宣伝費等の資金を最長5年間支援する。</p> <p>補助対象事業費 ①創業 6,000千円（補助上限 4,500千円） ②設備投資を伴わない事業拡大 12,000千円（補助上限 9,000千円） ③設備投資を伴う事業拡大 16,000千円（補助上限12,000千円） 負担割合 国1/2、県1/8、市1/8、事業者1/4 (補助金ベース 国4/6、県1/6、市1/6)</p>	<p>商工振興課</p> <p>P68～69</p>	
	離島輸送コスト支援事業 補助金（農産物）	71,299	53,430	8,903	0	8,900	66	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域の本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。</p> <p>●事業内容 ・離島輸送コスト支援事業補助金（農産物） 農産品（生鮮品全般）の移出及び肥料・資材等の移入にかかる費用に対する支援 負担割合（国：6/10、県1/10、市1/10、実施主体2/10）</p>	<p>農林課</p> <p>P68～69</p>	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計										(単位：千円)
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	離島輸送コスト支援事業補助金（水産物）	68,320	51,240	8,540	0	8,100	440	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域の本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。</p> <p>●事業内容 ・離島輸送コスト支援事業補助金（水産物） 魚介類（生鮮、冷凍もの）の移出及び原材料（エサ等）の移入にかかる海上輸送費に対する支援（5漁協及び民間事業者） 負担割合（国：3/5、県：1/10、市：1/10、実施主体1/5）</p>	水産課 P68～69	
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	総合行政電算システム管理事業	38,500	38,500	0	0	0	0	新規 <p>●事業の背景・目的等 基幹系となる総合行政電算システムでは、住民基本情報、税業務、総合福祉や各種手当業務等、機密性の高い情報システムについて共同利用を行っており、安定稼働の為に定期的なシステムや機器の維持管理が必要となる。</p> <p>●事業内容 国の進めるシステム標準化に対応する必要があり、共同電算事業において各種システムの改修を行う。</p> <p>・電算業務費 総合行政電算システム標準化対応 38,500千円</p>	情報管理課 P70～71	
	ネットワーク通信設備更新・自治体DX推進事業	18,205	0	0	0	18,205	0	<p>●事業の背景・目的等 ネットワーク通信設備は、国や全国の自治体と相互接続する行政専用ネットワークで、電子文書の交換、電子メール等、行政間の情報共有を担っているものであり、通信機器及びセキュリティに関しても、安全面や機密性を高次元で担保される環境が必要な事から、定期的な機器の更新を行っている。 また、香岐市デジタル本庁舎構想を基本とした4庁舎分庁方式の課題解決による、スピード感のある市民サービスと事務の効率化、行政事務のオンライン化に取り組む。</p> <p>●事業内容 スピード感のある市民サービスの実現と行政事務の効率化を実現するため、必要なデジタル技術を活用する。</p> <p>・情報管理費 ①コミュニケーションツール・スラック利用料 9,900千円 (400円×1,875円×12月×1.1) ②Logoフォーム利用料 1,894千円 (143,500円×12月+消費税) ③LINE公式アカウントシステム利用料 年間 1,584千円 ④一斉情報配信システム利用料 年間 792千円 ⑤AI-OCR NaNatsu利用料 年間 3,960千円 ⑥その他（情報系システム利用料） 年間 75千円</p>	情報管理課 P70～71	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計										(単位：千円)
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	ケーブルテレビ設備更新事業	51,150	0	0	0	0	51,150	新規	<p>●事業の背景・目的等 ケーブルテレビ施設の自主放送設備で議会放送や地域情報を取材・編集し、放送することで公共福祉の増進、文化の向上、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>●事業内容 ケーブルテレビ施設の石田中継局における放送設備について、光伝送機器や放送中継システム、また監視管理システムが老朽化し支障をきたしているため設備等の更新を行い、ケーブルテレビ放送の安定稼働を図る。</p> <p>・地域情報通信推進事業費 設備更新業務 51,150千円</p>	情報管理課 P70～71
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード出張申請サポート事業	9,821	9,821	0	0	0	0	新規	<p>●事業の背景・目的等 岩城市においてマイナンバーカード交付率は令和6年1月末時点で84.2%で全国平均の78.0%以上ではあるが、マイナンバーカードを更に普及させるため、高齢者等の申請困難者への申請機会を創設し、普及を推進する。</p> <p>●事業内容 委託した事業者が地域へ出向いてマイナンバーカード出張申請サポートを行い、申請者に寄り添ったサポートサービスを提供する。</p>	市民福祉課 P82～83
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム改修事業	6,721	6,721	0	0	0	0	新規	<p>●事業の背景・目的等 戸籍事務へのマイナンバー制度を導入し、デジタル社会の実現を目的に、戸籍の氏名に振り仮名(片仮名)を表記するためのシステム改修。</p> <p>●事業内容 戸籍の「氏名の振り仮名の法制化」に係る戸籍情報システム及び戸籍附票システム改修</p>	市民福祉課 P82～83
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	医療的ケア児訪問型レスパイト事業	1,440	0	720	0	0	720	新規	<p>●事業の背景・目的等 重度の障害児及びその家族が、精神的・経済的負担の軽減により安定した日常生活を送れるようにすることを目的とする。</p> <p>●事業内容 日常生活において、常時特別な医療ケアを必要とする18歳以下の在宅重症心身障害児に対して、指定訪問看護ステーションの利用に係る経費の助成を行う。</p>	市民福祉課 P94～95

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		財源内訳						区分	事業内容	所属 予算書 ページ
款・項・目	事業名	予算額	特定財源				一般財源			
			国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	社協事務局設置費	27,788	0	0	0	27,788	0	<p>●事業の背景・目的等 地域の人々が、住み慣れたまちで安心して生活することができるよう、社会福祉協議会の事務局設置費の一部を助成することで、多様なニーズに対応可能な体制づくりを支援する。</p> <p>●事業内容 ・社協事務局設置費 地域福祉の向上を図る宮崎市社会福祉協議会の円滑な運営を目的に、必要経費に対して補助金を交付する。</p>	市民福祉課 P92～93	
3 民生費 1 社会福祉費 4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業特別会計繰出金	267,982	32,858	110,799	0	0	124,325	<p>●事業の背景・目的等 国民健康保険事業特別会計へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容 ・国民健康保険事業特別会計への繰出金 ①保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 125,828千円 負担割合＝県：3/4、市：1/4 ②保険基盤安定繰入金（保険者努力支援分） 63,666千円 負担割合＝国：1/2、県：1/4、市：1/4 ③未就学児均等割保険税繰入金 1,300千円 負担割合＝国：1/2、県：1/4、市：1/4 ④職員給与費等繰入金 15,813千円 ⑤産前産後保険税繰入金 750千円 ⑥出産育児一時金繰入金 5,000千円 ⑦財政安定化支援事業繰入金 54,125千円 ⑧[赤字決算補てん等以外の一般会計法定外繰入金] 国保条例減免分 1,500千円</p>	保険課 P100～101	
	直営診療施設勘定繰出金	27,025	0	0	0	0	27,025	<p>●事業の背景・目的等 市民の健康保持増進に必要な医療を提供するため、湯本診療所における運営費不足分を補填する。</p> <p>●事業内容 ・直営診療施設勘定への繰出金 27,025千円</p>	保険課 P100～101	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		財源内訳						区分	事業内容	所属 予算書 ページ
款・項・目	事業名	予算額	特定財源				一般財源			
			国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 1 社会福祉費 5 介護保険事業費	介護保険事業特別会計繰出金	556,249	28,001	14,795	0	0	513,453	<p>●事業の背景・目的等 介護保険事業特別会計に市の法定負担とされる経費を繰り出し、介護保険事業及び地域支援事業の経営基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容 介護給付費、地域支援事業費に対する法定負担分、低所得者保険料軽減負担金、保険料で賄うことができない事務費用を、一般会計から介護保険特別会計に繰出金として支出する。 ①介護給付分 419,508千円 ②地域支援事業分 43,665千円 ③事務費分 37,074千円 ④保険料軽減分 56,002千円</p>	保険課 P102~103	
3 民生費 1 社会福祉費 7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	167,775	0	112,299	0	0	55,476	<p>●事業の背景・目的等 後期高齢者医療事業特別会計へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容 後期高齢者医療事業特別会計への繰出金 ①保険基盤安定繰出金 149,733千円 負担割合＝県：3/4、市：1/4 ②広域連合事務費負担金（共通経費分）繰出金 15,299千円 ③一般会計事務費繰出金 2,743千円</p>	保険課 P110~111	
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	出産祝金事業	14,000	0	0	0	14,000	0	<p>●事業の背景・目的等 出産祝金を支給し、子育て世帯の経済的な負担を軽減することにより、少子化の抑制及び次世代を担う若者の定住・移住の推進を図る。</p> <p>●事業内容 市内に住所を有する者が出産し、その後、引き続き3年以上本市に居住する意思がある時、その出生児の保護者に出産祝金を支給する。 令和6年度予算額：14,000千円 第2子：6,000千円（60人）第3子以降：8,000千円（40人）</p>	いきいろ 子ども未来課 P110~111	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		財源内訳						区分	事業内容	所属 予算書 ページ
款・項・目	事業名	予算額	特定財源				一般財源			
			国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	(仮称)宮崎市こども計画策定業務	3,630	0	0	0	0	3,630	新規	<p>●事業の背景・目的等 現行の第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度の5か年計画となっており、計画期間満了までに次期計画を策定する必要があること、また、今年度4月に施行されたこども基本法に基づき、子どもの貧困対策、子ども・若者の育成支援、少子化対策等のこども施策を総合的に推進するため、これらを併せた(仮称)宮崎市こども計画を策定する。</p> <p>●事業内容 国が定めたこども大綱を勘案するとともに、令和5年度に実施したニーズ・実態調査の結果等の内容を反映させた(仮称)宮崎市こども計画策定業務を委託する。</p>	いきいろ 子ども未来課 P112~113
3 民生費 2 児童福祉費 4 保育所費	保育環境改善事業	800	0	800	0	0	0	新規	<p>●事業の背景・目的等 幼児教育、保育の質向上及び離職防止を図るため、園内研修等を実施する施設の保育士等に、研修受講を要件とし年間2万円の手当等を支給する。</p> <p>●事業内容 ・長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金 【対象施設】 幼児教育・保育の質の向上に取り組む民間保育所、民間地域型保育事業。 【対象者】 園内研修等に参加した保育士 【予算額】 市内対象者 40人×20,000円 【負担割合】 県10/10</p>	いきいろ 子ども未来課 P120~121
3 民生費 3 生活保護費 2 扶助費	扶助費	708,639	531,478	4,909	0	26,502	145,750		<p>●事業の背景・目的等 生活に困窮するすべてのものに対して、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。</p> <p>●事業内容 【生活保護費】 ①生活扶助費 186,227千円 ②住宅扶助費 30,400千円 ③教育扶助費 3,600千円 ④介護扶助費 24,600千円 ⑤医療扶助費 453,600千円 ⑥出産扶助費 1,000千円 ⑦生業扶助費 3,192千円 ⑧葬祭扶助費 2,000千円 ⑨保護施設事務費 3,120千円 ⑩就労自立給付金 500千円 ⑪進学準備給付金 400千円</p>	保護課 P124~125

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
4 衛生費	不妊治療費助成事業	3,000	0	0	0	3,000	0	<p>●事業の背景・目的等 不妊治療に要する治療費等の自己負担額を助成し、不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>●事業内容 ・不妊治療費助成事業 令和5年度から不妊治療に要する治療費等の自己負担額を助成し、不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図る。なお、不妊治療費の助成は、保険適用後高額療養費に該当する場合は高額療養費の助成額を除いた額とする。</p>	いきいろ 子ども未来課 P130～131	
1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	18,636	9,597	2,399	0	6,640	0	<p>●事業の背景・目的等 令和4年度から開始された国の「出産・子育て応援事業」（出産・育児等の見通しを立てるために必要な相談と出産・子育てに対する用品購入等の負担軽減のための経済的支援）に加えて出産記念品を贈呈する。</p> <p>●事業内容 ・出産・子育て応援事業 ①出産・子育てに対する用品購入等の負担軽減のための経済的支援を行う。 出産応援ギフトは妊娠届出時の面談後給付をする。(50千円) 子育て応援ギフトは赤ちゃん訪問後給付をする。(50千円) ②「生まれてくれて”ありがとう”事業として、30千円相当の出産記念品を贈呈する。 【補助金名称】 ①出産・子育て応援交付金 【負担割合】 ①国2/3 県1/6</p>	いきいろ 子ども未来課 P126～131	
	がん検診事業	43,625	554	0	0	13,170	29,901	<p>●事業の背景・目的等 生活習慣病の中でも市民の医療費や死亡原因の第一位であるがん対策として、国が示すがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき有効性が認められている5種類のがんに対する検診を実施することで、早期発見・早期治療による医療費の適正化、死亡率の減少及びがんになっても働き続けられる社会の実現を目指す。</p> <p>●事業内容 胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの検診を、個別検診（医療機関）と集団検診（検診バス）の二方式で実施する。個別検診は香坂医師会へ、集団検診は県内の検診専門機関へ委託し実施する。</p>	健康増進課 P126～129	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		財源内訳						区分	事業内容	所属 予算書 ページ
款・項・目	事業名	予算額	特定財源				一般財源			
			国費	県費	地方債	その他				
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	水道事業会計事業費	225,696	0	0	0	0	225,696	<p>●事業の背景・目的等 安全で良質な水の安定供給及び水道事業の経営安定化を図るため、一般会計より繰出しを行う。</p> <p>●事業内容 ・水道事業会計負担金（基準内）125,696千円 ①地方債の元利償還金 ②児童手当 ③消火栓設置及び管理に要する経費 ④基礎年金拠出金</p> <p>・水道事業会計補助金（基準外）100,000千円 ①維持管理費 ②建設改良費</p>	上下水道課 P128～131	
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	一般予防対策事業	86,116	319	3,698	0	77,347	4,752	<p>●事業の背景・目的等 予防接種法等関係法令に基づき、乳幼児期から高齢者までの各世代の感染症対策として、安全・安心な予防接種を実施する。</p> <p>●事業内容 定期予防接種・任意予防接種を実施する。また、国の方針に基づき、風しんの追加的対策（令和6年度まで）及びHPVワクチンのキャッチアップ接種（令和6年度まで）を医療機関での個別接種とし、香岐医師会へ委託する。 併せて、市外での接種に対応するため、長崎県定期予防接種広域化事業及び県外接種への助成を実施する。 令和6年度より、造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成事業を新たに追加実施する。 （補助率：県1/2）</p>	健康増進課 P130～131	
4 衛生費 1 保健衛生費 3 環境衛生費	海岸漂着物対策事業	51,000	0	47,500	0	0	3,500	<p>●事業の背景・目的等 海岸の良好な景観及び多様な生態系を保全するため、漂着物の回収処理を実施し、海岸環境の保全を図る。</p> <p>●事業内容 ・海岸漂着物回収運搬処分業務及び啓発事業 長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業 負担割合 国9/10 県管理海岸分1/10（補助対象事業費57,000千円） ①海岸漂着物回収運搬処分業務 旧町毎に事業者を選定し、回収運搬処分業務を実施。 ②啓発事業（発生抑制対策事業：ボランティアリズム香岐） 島内外のボランティアグループ、学生等を対象に海岸清掃活動、ワークショップ等を実施し、海岸漂着ごみの問題意識の共有及び発生抑制を図る。</p>	環境衛生課 P132～133	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		財源内訳							区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
款・項・目	事業名	予算額	特定財源				一般財源				
			国費	県費	地方債	その他					
4 衛生費 2 清掃費 2 塵芥処理費	クリーンセンター費	5,126	0	0	0	0	5,126	新規	<p>●事業の背景・目的等 沓崎市クリーンセンターの長寿命化を図るため、大規模改修が必要となる老朽箇所及び不良箇所等を特定するため精密機能検査を実施する。</p> <p>●事業内容 沓崎市クリーンセンター精密機能検査業務 (5,126千円) ①エネルギー回収推進(焼却施設) ②マテリアルリサイクル推進施設 施設設備、装置及び処理機能の状況調査等の実施。</p>	環境衛生課 P136~137	
4 衛生費 2 清掃費 3 し尿処理費	汚泥再生処理センター費	3,850	0	0	0	0	3,850	新規	<p>●事業の背景・目的等 沓崎市汚泥再生処理センターの長寿命化を図るため、大規模改修が必要となる老朽箇所及び不良箇所等を特定するため精密機能検査を実施する。</p> <p>●事業内容 汚泥再生処理センター精密機能検査業務 (3,850千円) 施設設備、装置及び処理機能の状況調査等の実施。</p>	環境衛生課 P140~141	
4 衛生費 2 清掃費 4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備費	76,734	33,570	22,380	0	0	20,784		<p>●事業の背景・目的等 公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、し尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置に係る工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。</p> <p>●事業内容 R6年度から既存の設置補助金に加え、単独槽及び汲取槽からの転換による撤去及び宅内配管に係る補助金を上乗せする。 ・合併処理浄化槽設置整備事業費補助金</p> <p>①5人槽 新規設置 535,400円×17基=9,101,800円 単独転換 780,000円×1基= 780,000円 汲取転換 750,000円×12基=9,000,000円</p> <p>②6~7人槽 新規設置 612,400円×29基=17,759,600円 単独転換 882,000円×2基= 1,764,000円 汲取転換 852,000円×19基=16,188,000円</p> <p>③8~10人槽 新規設置 694,600円×6基= 4,167,600円 汲取転換 975,000円×4基= 3,900,000円</p> <p>④11人槽以上 新規設置 1,357,400円×6基= 8,144,400円 汲取転換 1,482,000円×4基= 5,928,000円</p>	上下水道課 P142~143	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計										(単位：千円)
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	有害鳥獣被害防止対策事業	14,098	0	0	0	10,000	4,098	<p>●事業の背景・目的等 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に関わる被害が現に生じている、または恐れがある場合に、その防止及び軽減を図るため有害鳥獣の駆除を実施する。なお、宍岐地域有害鳥獣被害防止対策協議会では専従捕獲員を設置し、タイワンリスの駆除依頼に対応している。</p> <p>●事業内容 ・有害鳥獣被害防止対策事業 ①タイワンリス捕獲委託料 9,900千円 ②イノシシ捕獲委託料 1,587千円 ③カラス駆除委託料 1,110千円 ④シカ駆除委託料 825千円 ⑤事務費 676千円</p>	農林課 P146～147	
	経営所得安定対策費	13,281	0	12,704	0	0	577	<p>●事業の背景・目的等 担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する対策や、農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策を実施する。</p> <p>●事業内容 宍岐地域農業再生協議会による経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための諸経費に対する補助 ①経営所得安定対策等推進事業費補助金 ②負担割合：国12,704千円（定額）、市577千円</p>	農林課 P146～149	
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産業費	地域肉用牛増頭支援事業	4,800	0	0	1,900	0	2,900	<p>●事業の背景・目的等 宍岐市農業において畜産業は農業生産額の7割を占める主幹品目である。そのため、肉用繁殖雌牛の導入により繁殖雌牛群の整備及び増殖に意欲を有する者に対し、家畜市場からの購入及び自家保留によって飼養規模の増頭に取り組む繁殖雌牛導入者に補助金を交付し、肥育畜牛生産地を守り宍岐牛ブランドの確立を目指す。</p> <p>●事業内容 ・地域肉用牛緊急増頭対策事業（国・県補助対象外分） 20,000円×240頭＝4,800,000円</p>	農林課 P152～153	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産業費	地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業	15,900	0	0	0	15,000	900	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>宍州市農業における肉用牛飼育は宍州産農産物の主要ブランドの一つであるが、生産資材やエネルギー価格の高騰、子牛販売価格の下落に加えて高齢化や担い手不足により、繁殖牛の飼養戸数は減少し続けている。JA宍州市の第9次営農振興計画において、繁殖牛の飼養目標頭数は7,600頭、肉用牛販売高は65億円を目指しており、兼業少頭飼い農家への経営支援強化と専業多頭飼養農家の育成が必要であるとともに、農業生産額向上のため、宍州牛の更なるブランド化が求められている。</p> <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業 15,900千円 ①淘汰更新による機能向上 200頭×10,000円＝2,000千円 ②宍州牛ブランドアップ推進事業 400千円 ③牛舎等の増改修工事 1,000千円×1/4×10件＝2,500千円 ④肥育養牛導入支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 家畜市場購入 500頭×20,000円＝10,000千円 自家保留 100頭×10,000円＝1,000千円 	農林課 P152～153	
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	多面的機能支払交付金事業	130,019	0	93,999	0	0	36,020	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>農村地域の高齢化・人口減少により、多面的機能の低下、また水路・農道等の維持管理に対する担い手の負担増大による規模拡大の阻害が懸念される状況にあるため、多面的機能の維持・発揮及び水路・農道等の軽微な補修や景観形成等による農村環境の良好な保全、施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付し、農村地域の有する多面的機能の維持・保全や施設の適正管理や長寿命化を図る。 (期間)R4～R8(4期対策：5年間)</p> <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金 (99組織・1,665ha) ①農地維持支払：1,665ha ②資源向上支払(共同活動、施設の長寿命化)：1,665ha 【国：1/2、県：1/4、市：1/4】 	農林課 P154～157	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		財源内訳						区分	事業内容	所属 予算書 ページ
款・項・目	事業名	予算額	特定財源				一般財源			
			国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	中山間地域等直接支払交付金事業	204,125	0	152,800	0	0	51,325	<p>●事業の背景・目的等 過疎化・高齢化等の要因により、中山間地域が有する保健休養・景観等の多面的機能が低下しているため、耕作放棄防止と農業用施設の適正管理等に取り組む集落へ交付金を交付し、中山間地域の有する多面的機能の維持・保全を図る。 (期間)R2～R6(5期対策：5年間)</p> <p>●事業内容 ・中山間地域等直接支払交付金 (144組織・1,671ha) ①10割単価 急傾斜:501ha 緩傾斜・平地:883ha ②8割単価 急傾斜:118ha 緩傾斜・平地:169ha 【国:1/2、県:1/4、市:1/4】</p>	農林課 P154～157	
	環境保全型農業直接支払交付金事業	19,398	0	14,637	0	0	4,761	<p>●事業の背景・目的等 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体、有機農業に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じて助成することにより、環境保全型農業のより一層の推進を図る。</p> <p>●事業内容 ・環境保全型農業直接支払交付金 19,398千円 (3組織・23,290ha) ①IPMの取り組み 22,800a ②有機農業 490a 【国1/2、県1/4、市1/4】</p>	農林課 P154～157	
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	磯焼け対策協議会負担金	34,600	0	0	27,600	0	7,000	<p>●事業の背景・目的等 近年の温暖化の影響により、藻場の回復阻害要因として、肉食性魚類による海藻の食害が顕著化し、藻場の形成時期や構成種が大きく変化している。漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策関係事業を推進するため磯焼け対策協議会を設立し、藻場の早期回復を図る。</p> <p>●事業内容 ・岩城市磯焼け対策協議会負担金 34,600千円 ①協議会経費 2,500千円 ②未使用定置網具設置 2,000千円 ③藻場増殖ブロック活用 2,000千円 ④イスズミハンター（専従捕獲員）設置 23,100千円 ⑤磯根資源回復促進（イスズミ・アイゴ捕獲補助等） 5,000千円</p>	水産課 P162～163	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	漁業用燃油対策事業	40,000	0	0	0	40,000	0	<p>●事業の背景・目的等 ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響等により漁業用燃油が高騰しており、出漁を控える漁業者が多数いる。 漁業者の経営維持はもちろんのこと、漁協経営にも大きく影響することとなり、本市水産業の維持・存続が困難となることが予想されるため、漁業用燃油に対し補助することにより、漁業経費が軽減され、漁業者の出漁を促進し、市内漁協への水揚げの増加に繋げる。</p> <p>●事業内容 ・漁業用燃油対策事業補助金 40,000千円 補助額：4,000,000リットル×10円</p>	水産課 P166～167	
	離島漁業再生支援交付金	225,709	0	177,918	0	0	47,791	<p>●事業の背景・目的等 集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。</p> <p>●事業内容 ・離島漁業再生支援交付金 225,709千円 ①離島漁業再生支援交付金（基本交付金） 10集落 負担割合（国1/2、県1/4、市1/4） ②新規就業者特別対策事業交付金 1件 負担割合（国1/2、県1/4、市1/4） ③特定有人国境離島漁村支援交付金 18件 負担割合（国1/2、県1/8、市1/8、実施主体1/4）</p>	水産課 P166～169	
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	声辺港ターミナル整備事業	115,100	0	0	115,100	0	0	<p>●事業の背景・目的等 声辺港のフェリー乗り場とジェットフォイル乗り場は、ターミナルが別に設けられており利便性が悪い状況である。今回、ジェットフォイル用浮桟橋の整備等と併せて、ターミナルビル及びその周辺整備を実施することで、利用者の利便性向上及び地域経済の振興を図る。</p> <p>●事業内容 ・声辺港ターミナル整備事業 ①ターミナル整備工事（車道、歩道、駐車場） ②ターミナル整備工事（上屋根）</p>	水産課 P176～177	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
5 農林水産業費 3 水産業費 4 漁港漁場整備費	初山漁港改修工事	181,885	0	126,000	53,900	0	1,985	<p>●事業の背景・目的等 市営漁港の防波堤及び岸壁等の施設を改良(防風柵、浮桟橋)することにより、就労環境の改善を図るとともに漁労作業の安全を確保する。</p> <p>●事業内容 ・初山漁港改修工事 ①施設整備工事 西突堤 L=53.5m、東突堤 L=33.0m、-3.0m岸壁取付 L=27.7m ②付帯工事単独費</p>	水産課 P164～165	
5 農林水産業費 3 水産業費 5 漁業集落環境整備費	下水道事業会計(漁業集落排水事業)	99,881	0	0	10,900	0	88,981	<p>●事業の背景・目的等 漁業集落排水区域における生活環境及び公共水域の水質改善を目的とした下水道施設の稼働及び下水道事業の経営安定化を図るため、一般会計より繰り出しを行う。</p> <p>●事業内容 ・下水道事業会計負担金(基準内) 36,663千円 地方債の元利償還 36,663千円 ・下水道事業会計補助金(基準外) 63,218千円 ①人件費 8,373千円 ②建設改良費 15,300千円 ③取支不足分 39,545千円</p>	上下水道課 P164～165	
6 商工費 1 商工費 4 観光費	島外スポーツ誘致事業	20,908	0	0	3,200	16,000	1,708	<p>●事業の背景・目的等 島外から宿泊を伴うスポーツ合宿及び大会に参加する団体への滞在費の一部助成、また大会主催団体への大会経費の一部助成により、滞在型観光及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ①島外スポーツ団体等誘致促進助成金 ・事業費：16,000千円 ・島外からの宿泊を伴うスポーツ・文化団体(5名以上)に対する補助 ・補助額(1人当たり) 1泊：3,000円/人、2泊：5,000円/人 ・目標：2,000人/3,000円、2,000人/5,000円 計4,000人 ②宮崎市スポーツ大会等開催助成事業補助金 ・事業費：4,000千円 ・島外からの宿泊を伴う大会等を主催する市内の競技団体等に対する補助 ・補助額 50千円(延べ宿泊者数：30～50人未満)(令和5年4月1日より施行) 100千円(延べ宿泊者数：50～100人未満) 200千円(延べ宿泊者数：100～200人未満) 300千円(延べ宿泊者数：200人以上) ・目標：17大会</p>	観光課 P166～167	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		財源内訳						区分	事業内容	所属 予算書 ページ
款・項・目	事業名	予算額	特定財源				一般財源			
			国費	県費	地方債	その他				
6 商工費 1 商工費 4 観光費	沓岐行き教育旅行	14,866	0	0	11,800	0	3,066		<p>●事業の背景・目的等 本市への教育旅行で来島する学校に対し、旅費の一部助成を行い、誘致促進及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 沓岐行き教育旅行推進事業 ①修学旅行等による来島校に対する補助(円/人) ・県内：小・中への補助額 1泊2日：5,000円、2泊3日：6,000円 ・県外：小・中・高、県内：高への補助額 1泊2日：3,000円、2泊3日：4,000円 ・R6予定校数 18校</p> <p>②【旅行者】上記を手配した旅行者に対し、送客実績に基づいた支援 ・補助額 1泊：1,000円/人、2泊：2,000円/人</p>	観光課 P176~177
	DC誘客促進事業補助金	10,000	0	0	10,000	0	0	新規	<p>●事業の背景・目的等 令和6年度に大分県・福岡県を目的地としたDC(デスクティネーションキャンペーン)が開催される。 大手交通キャリアが実施するDCに合わせて誘客促進施策を講じることで一層の誘客拡大及び観光インフラの維持は元より、観光消費消費拡大による地域経済活性化を目指す。大手交通キャリアと連携することにより、交通キャリアが保有する媒体・旅行会社との関係性を活用し、効果的に事業を実施する。</p> <p>●事業内容 ①送客支援：5,000千円 大手交通キャリアと親和性の高い旅行会社が沓岐市へ送客した際の企画費支援。 ②商品造成広告支援：1,000千円 大手交通キャリアと親和性の高い旅行会社が造成する沓岐市への旅行商品の広告に対する支援。 ③プロモーション：2,500千円 大手交通キャリアの広告媒体を活用し、効果的なPRを行う。 ④事務経費：1,500千円 上記①～③に係る事務経費。</p>	観光課 P176~177
7 土木費 2 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費	道路維持補修事業	192,966	0	0	0	60,226	132,740		<p>●事業の背景・目的等 市内の幹線および市民の生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、安全で安心な道路環境を提供する。</p> <p>●事業内容 ・市道維持修繕 ・高所作業車借上(自治公民館、まちづくり協議会での高所伐採等) ・市道害虫駆除(蟻の巣等) ・市道維持補修工事 1級市道片原梅津線(排水整備)他14箇所 ・市道維持補修材料費(自治公民館への生コン支給、カーブミラー等) ・市道維持管理業務補助金(自治公民館・まちづくり協議会での除車作業等)</p>	建設課 P182~183

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
7 土木費	道路改良事業（補助）	184,856	118,680	0	53,100	0	13,076	<p>●事業の背景・目的等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備を行うことにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興および地域の活性化を支援する。 ・通学路点検に基づく要対策箇所を整備し、通学路の交通安全を確保する。 ・異常が確認された道路法面構造物の補修を実施し、交通の安全を確保する。 ・橋梁寿命化修繕計画に基づく計画的な点検及び補修を実施し、地域道路網の安全性、信頼性を確保する。 <p>●事業内容</p> <p>①社会資本整備総合交付金（国庫負担 6.9/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道黒崎線道路改良事業 ・市道錦線道路改良事業 ・市道左京鼻線道路改良事業 <p>②防災・安全交付金（国庫負担 6.9/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道片原中央線道路防災安全事業 ・市道住吉長崎線道路防災安全事業 ・沓岐市道路法面等定期点検業務 <p>③交通安全対策事業費補助（国庫負担 6.9/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道初山中央線交通安全施設整備事業 ・市道声辺浦中央線交通安全施設整備事業 <p>④道路メンテナンス事業費補助（国庫負担 6.9/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道谷江本線（川口橋）橋梁補修事業 ・市道下川線（中央橋）橋梁補修事業 ・市道高松線（高松橋）橋梁補修事業 ・市道鯛ノ原釜田1号線（鯛ノ原橋）橋梁補修事業 ・沓岐市道路橋梁定期点検業務 	建設課 P182～185	
2 道路橋りょう費										
3 道路橋りょう新設改良費										
	道路改良事業（単独）	7,500	0	0	0	0	7,500	<p>●事業の背景・目的等</p> <p>地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保および利便性を確保する。</p> <p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道住吉しめノ元線局部改良事業 	建設課 P182～185	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計										(単位：千円)
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良事業（起債）	257,500	0	0	257,500	0	0	<p>●事業の背景・目的等 道路整備を実施することにより、生活環境の改善、安全・安心な道路環境を提供する。</p> <p>●事業内容 ①過疎対策事業 ・市道巖台線道路改良事業 ・市道田ノ上線道路改良事業</p> <p>②辺地対策事業 ・市道住吉船橋線道路改良事業 ・市道本村神里線道路改良事業 ・市道深江筒城線道路改良事業 ・市道山崎線道路改良事業 ・市道商高国分線道路改良事業 ・市道新城踏津線道路改良事業 ・市道初山中央線道路改良事業 ・市道津ノ宮線道路改良事業 ・市道獅子の子坂1号線道路改良事業 ・市道西間4号線道路改良事業 ・市道小場2号線道路改良事業 ・市道水畑線道路改良事業 ・市道中山線道路改良事業</p>	P182～185	
7 土木費 3 河川費 1 河川総務費	河川管理事業	13,524	0	0	12,000	27	1,497	<p>●事業の背景・目的等 河川に堆積している土砂の浚渫等の維持管理を行うことで、適正な河川断面を確保し、大雨・洪水等に備え、地域住民の安全な暮らしを保護する。</p> <p>●事業内容 ①河川浚渫事業 ・普通河川戸田川河川浚渫事業 ・普通河川流川川河川浚渫事業</p>	P184～185	
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業	93,508	0	28,000	60,800	1,350	3,358	<p>●事業の背景・目的等 住民の生活・財産を守るため、急傾斜地の整備を計画的に実施し、安全・安心を確保する。</p> <p>●事業内容 ①急傾斜地法面伐採業務 ②急傾斜地崩壊対策事業（県負担 5/10） ・しめノ尾（2）地区急傾斜地崩壊対策事業 ・水ノ浦（1）地区急傾斜地崩壊対策事業 ③県営事業負担金 ・小牧東（6）地区急傾斜地崩壊対策事業 ・東触（6）地区急傾斜地崩壊対策事業 ・瀬戸浦西部地区急傾斜地崩壊対策事業 ・君ヶ浦第一地区急傾斜地崩壊対策事業</p>	P184～185	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計		財源内訳						区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
款・項・目	事業名	予算額	特定財源				一般財源			
			国費	県費	地方債	その他				
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	郷ノ浦港ターミナルビル 改修事業	80,071	0	0	79,200	0	871	<p>●事業の背景・目的等 現在、県が実施している郷ノ浦港のジェットfoil用浮桟橋の整備と併せて、慢性的な駐車場不足の解消を図るため、岸壁背後の駐車場をはじめ、郷ノ浦港駐車場の再編整備を推進し、利用者の利便性の向上及び地域経済の振興を図る。</p> <p>●事業内容 ・郷ノ浦港ターミナルビル改修事業 ①ターミナルビル整備工事監理業務 一式 ②ターミナルビル整備工事（待合所改修） 一式 ③ターミナル整備工事（広場・駐車場） 一式 ④簡易待合所製作費負担金 一式</p>	水産課 P184~187	
7 土木費 6 下水道費 1 公共下水道費	下水道事業会計（公共下 水道事業）	129,545	0	0	5,100	0	124,445	<p>●事業の背景・目的等 公共下水道区域における生活環境及び公共水域の水質改善を目的とした下水道施設の稼働及び下水道事業の経営安定化を図るため、一般会計より繰り出しを行う。</p> <p>●事業内容 ・下水道事業会計負担金（基準内） 48,516千円 ①地方債の元利償還 48,396千円 ②坩堝手当 120千円 ・下水道事業会計補助金（基準外） 81,029千円 ①人件費 15,128千円 ②建設改良費 11,000千円 ③収支不足分 54,901千円</p>	上下水道課 P188~189	
7 土木費 7 住宅費 1 住宅管理費	安全・安心な住宅環境づ くり支援事業	25,400	2,080	800	0	22,320	200	<p>●事業の背景・目的等 住宅の質の向上および長寿命化を図るとともに、地域経済の活性化および雇用の安定化を図る。</p> <p>●事業内容 ①住宅リフォーム支援事業 （申請者負担 9/10 市負担 1/10） ・ 200千円（補助上限額）×100件 ②老朽危険家屋除却支援事業 （申請者負担 5/10 国負担 2.5/10 市負担 2.5/10） ・ 500千円（補助上限額）×4件 ③3世代同居・近居促進事業 （申請者負担 8/10 国負担 0.45/10 県負担 1/10 市負担 0.55/10） ・ 400千円（補助上限額）×8件</p>	建設課 P192~193	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計										(単位：千円)
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	公営住宅等改善事業	165,823	24,300	0	132,900	0	8,623	<p>●事業の背景・目的等 沓崎市公営住宅等長寿命化計画に基づき改善事業等を実施し、老朽化した公営住宅等（ストック）の有効活用を図る。</p> <p>●事業内容 ◎公営住宅等長寿命化計画改定業務</p> <p>◎公営住宅等改善事業（国庫負担 4.5/10） ①永田団地改修事業 ②古城団地改修事業</p>	建設課 P192～193	
8 消防費 1 消防費 1 常備消防費	ドローン購入事業	579	0	0	0	0	579	新規 <p>●事業の背景・目的等 災害対応におけるドローンの活用については、近年顕発化している大規模水害や土石流災害等において有効性が確認されている。また、大規模災害に限らず、常時発生する災害（火災、捜索、救助活動等）、危機管理課合同での災害危険箇所の調査に対してもドローンによる情報収集は有効であることからドローンを購入する。</p> <p>●事業内容 ・ドローン購入事業 活動内容：火災等の災害時における上空からの情報収集及び災害危険箇所の調査。 捜索活動時において、活動に苦慮する場所（海岸付近等）での情報収集。 ①ドローン機本体：491千円 ②ドローン付属機器：88千円</p>	消防本部 P196～197	
8 消防費 1 消防費 3 消防施設費	消防団車両購入事業	12,326	0	0	12,300	0	26	新規 <p>●事業の背景・目的等 年数経過における故障頻度の増加に伴い消防団活動に支障をきたすことがないよう車両を更新し消防力の充実強化を図る。積載車は購入後、23年で更新を検討しており、令和4年度から、車両を軽積載車（デッキバンタイプ）に変更し、1台あたりの購入価格や維持費の削減を図る。</p> <p>●事業内容 ・消防団車両購入事業 購入車両：小型動力消防ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）2台 対象分団：石田地区第2分団2部、勝本地区第6分団立石</p>	消防本部 P200～201	
	防火水槽建設事業費	9,300	0	0	0	6,265	3,035	新規 <p>●事業の背景・目的等 県道郷ノ浦沼津勝本線の道路拡張に伴い、防火水槽の移設が必要となるため、既存防火水槽の解体及び新規防火水槽の設置を行う。</p> <p>●事業内容 ・防火水槽移設に伴う測量、設計、設置工事、解体工事 物件移転補償費：6,265千円</p>	消防本部 P198～201	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計										(単位：千円)	
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属	
			特定財源							8,009	P208～211
			国費	県費	地方債	その他					
9 教育費 1 教育総務費 3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業費	33,869	12,990	3,570	9,300	0	8,009	<p>●事業の背景・目的等 長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し、補助金を交付する。(市の補助金に対して、国1/2、県1/4補助、交通費補助は市単独) 各公立小・中学校を受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会に対し、補助金を交付する。(市の補助金に対して、国1/2補助、移住支援制度は市単独)</p> <p>●事業内容 ①離島留学生ホームステイ費(高校生) ・ 宿舍助成金(各高校) 31人 ・ バス定期補助 26人 ②いきっこ留学補助事業(小・中学生) ・ 宿舍助成金 いきっこ留学生(里親) 14人 いきっこ留学生(孫戻し) 6人 いきっこ留学生(親子) 20人 ・ 移住支援補助 2世帯</p>	教育総務課	P208～211	
9 教育費 2 小学校費 1 学校管理費	小学校施設整備事業	34,318	7,133	0	20,050	7,000	135	新規	<p>●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設(校舎・体育館等)の改修等を計画的に実施する。</p> <p>●事業内容 ・ 盈科小学校屋内運動場照明設備改修工事 ・ 盈科小学校特別教室空調設備設置工事 ・ 石田小学校特別教室空調設備設置工事 他</p>	教育総務課	P212～213
9 教育費 3 中学校費 1 学校管理費	中学校施設整備事業	68,291	14,174	0	39,325	12,858	1,934	新規	<p>●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設(校舎・体育館等)の改修等を計画的に実施する。</p> <p>●事業内容 ・ 郷ノ浦中学校屋上防水等改修工事 ・ 勝本中学校屋内運動場照明設備等改修工事 ・ 石田中学校屋内運動場照明設備等改修工事 他</p>	教育総務課	P216～217
9 教育費 4 幼稚園費 1 幼稚園費	幼稚園施設整備費	32,949	7,361	0	18,600	0	6,988	新規	<p>●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設(外壁等)の改修工事を実施する。</p> <p>●事業内容 ・ 郷ノ浦幼稚園外壁等改修工事 ・ 霞翠幼稚園 R'Am室空調設備設置工事</p>	教育総務課	P222～223

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計										(単位：千円)
款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
9 教育費 5 社会教育費 1 社会教育総務費	国民文化祭宮崎市実行委員会補助金	8,933	0	1,000	0	0	7,933	新規	<p>●事業の背景・目的等 長崎県全域で令和7年9月～11月に開催される「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭～ながさきピース文化祭2025～」宮崎市会場の運営準備及びプレ事業開催に向けた必要経費を宮崎市実行委員会補助金として計上する。</p> <p>●事業内容 ・実行委員会補助金 ①事務局費(5,433千円) ②総合文化事業(1,500千円) ③食・文化交流事業(1,000千円) ④障害者芸術文化事業(1,000千円)</p> <p>財源：文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金(補助対象額：2,000千円) 負担割合：県1/2、市1/2</p>	社会教育課 P226～227
9 教育費 5 社会教育費 4 公民館費	宮岐文化ホール施設整備事業	31,223	0	0	30,426	0	797	新規	<p>●事業の背景・目的等 施設の経年劣化により建築物の損壊及び設備の不良個所等について計画的に改修整備を実施する。</p> <p>●事業内容 ・宮岐文化ホール施設整備事業 ①大ホール電力増幅架機器更新工事(30,426千円) ②大ホール舞台用カメラ更新(570千円) ③中ホールパワーアンプ修繕(227千円)</p>	社会教育課 P230～231
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	市内遺跡発掘調査事業	11,588	3,151	315	0	0	8,122		<p>●事業の背景・目的等 遺跡範囲内で開発や災害復旧等に伴う工事が行われる際に、文化財保護法に基づいて事前に確認や記録保存のための発掘調査を行う。 また、発掘調査によって得られた知見をもとに宮岐の歴史を解明し、それを博物館展示や講演会に反映させることによって、市民への歴史教育、観光資源等として活用する。</p> <p>●事業内容 ・市内遺跡発掘調査(車出遺跡) ①遺跡発掘外業作業 ②出土遺跡室内整理作業 ③発掘調査報告書の刊行</p> <p>財源：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(補助対象額：6,303千円) 負担割合：国50%、県5%、市45%</p>	社会教育課 P234～237

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳					一般財源	区分	事業内容	所属 予算書 ページ
			特定財源				その他				
			国費	県費	地方債						
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	史跡等総合活用整備事業	4,685	2,342	234	0	2,109	0		<p>●事業の背景・目的等 国史跡「勝本城跡」について、経年劣化や植物根の影響等により崩壊する危険性がある石垣について、現状把握や修復整備を行う際の根拠資料として利用するために3次元測量を行い、図面データ化を実施する。</p> <p>●事業内容 ・勝本城跡石垣3次元測量 ①石垣の3次元測量 ②石垣の図面データ化</p> <p>財源：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（補助対象額：4,685千円） 負担割合：国50%、県5%、市45%</p>	社会教育課 P236～237	
	原の辻遺跡管理費	59,503	0	0	28,703	20,165	10,635		<p>●事業の背景・目的等 国指定遺跡である原の辻遺跡を中心に沓岐の魅力を高め、かつ地域振興に資するために、民間活力を導入しつつ下記事業を展開する。 ①施設・公園の維持管理及び運営 ②遺跡を活かしたイベントの実施（賑わいづくり） ③商品開発（沓岐のブランド化） ④情報発信（知名度向上、普及、教育）</p> <p>●事業内容 ・原の辻遺跡活用推進 ①原の辻一支国王都復元公園指定管理料 30,800千円 原の辻一支国王都復元公園・原の辻ガイダンスの維持管理および運営、遺跡を活用したイベントの実施、商品開発、情報発信 ②原の辻ガイダンス浄化槽設置工事（27,832千円） 原の辻ガイダンス電気設備改修工事（871千円）</p>	社会教育課 P236～239	
9 教育費 6 保健体育費 1 保健体育総務費	沓岐市ふれあい広場施設修繕等事業	10,630	0	0	0	0	10,630	新規	<p>●事業の背景・目的等 沓岐市ふれあい広場の施設・備品等については、塩害や経年劣化による老朽化が進んでおり、令和6年度には「第44回高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会」や「第15回国土交通大臣杯 全国離島交流中学生野球大会」といった大規模な大会の会場となる予定であり、早急に修繕等を実施する。</p> <p>●事業内容 ・沓岐市ふれあい広場施設修繕等事業 ①野球場バックネット裏観覧席ベンチ撤去・改修（1,947千円） ②グラウンド整備用トラクター更新（8,683千円）</p>	社会教育課 P240～243	

令和6年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	区分	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源							
			国費	県費	地方債	その他				
9 教育費 7 学校給食費 1 学校給食費	学校給食費支援事業	66,880	0	0	57,600	0	9,280	<p>●事業の背景・目的等 子育て世帯に係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のために、給食費の一部を助成する。</p> <p>●事業内容 ・学校給食費支援事業 月額給食費に対し助成を行う。 小学校給食費4,900円-市助成額2,900円=保護者負担2,000円 中学校給食費5,800円-市助成額3,300円=保護者負担2,500円</p> <p>・年間助成金額 小学校 2,900円×11ヶ月×1,300人=41,470千円 中学校 3,300円×11ヶ月× 700人=25,410千円</p>	教育総務課 P244～245	

基 金 の 状 況

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度(見込み)		令和5年度末 現在高見込	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,958,046	270,040	483,649	1,744,437	50	480,000	1,264,487	
減債基金	1,515,576	51,161	200,000	1,366,737	2,270	200,000	1,169,007	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,869	1	0	25,870	1	0	25,871
	地域福祉基金	686,970	0	113,700	573,270	0	180,000	393,270
	老人ホーム事業施設整備基金	166,845	3	0	166,848	4	0	166,852
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	100,145	3	43,209	56,939	3	47,275	9,667
	沿岸漁業振興基金	54,832	18,148	14,646	58,334	18,149	18,146	58,337
	教育振興基金	7,005	2	300	6,707	2	300	6,409
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	1	0	6,244	1	0	6,245
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	543,450	1,629,950	0	700,000	929,950
	ふるさと応援基金	830,424	1,000,020	748,120	1,082,324	1,000,020	800,000	1,282,344
	過疎地域持続的発展特別事業基金	806,007	141,520	152,300	795,227	20	245,000	550,247
	本庁舎建設基金積立金	250,043	10	0	250,053	10	0	250,063
	学校施設整備基金積立金	350,131	10	0	350,141	10	0	350,151
	彦岐市森林環境譲与税基金	16,194	7,294	3,454	20,034	9,065	6,790	22,309
	企業版ふるさと納税基金	2,200	13,470	2,000	13,670	120	13,350	440
	小 計	6,524,888	1,180,482	1,621,179	6,084,191	1,027,405	2,010,861	5,100,735
計	9,998,510	1,501,683	2,304,828	9,195,365	1,029,725	2,690,861	7,534,229	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	55,723	2	43,256	12,469	2	1	12,470
	介護給付費準備基金	101,120	10,002	1	111,121	3	1	111,123
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	26,454	6,500	33,000	1	17,453	15,548
	計	169,889	36,458	49,757	156,590	6	17,455	139,141
合 計	10,168,399	1,538,141	2,354,585	9,351,955	1,029,731	2,708,316	7,673,370	

○定額運用基金

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度(見込み)		令和5年度末 現在高見込	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	62,566	0	0	62,566	0	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	84,566	0	0	84,566	0	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	10,252,965	1,538,141	2,354,585	9,436,521	1,029,731	2,708,316	7,757,936
-----------------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

【参考資料】

令和6年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び入湯税が充てられる経費

1.地方消費税交付金	（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分）	362,317千円
（社会保障財源化分）	（歳出）社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	4,096,423千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,112,518	809,195	34,500	3,790	43,222	221,811
	高齢者福祉事業	65,115	0	0	25,901	6,395	32,819
	児童福祉事業	28,482	130	60	14,000	2,331	11,961
	母子福祉事業	1,575	937	0	0	104	534
	生活保護扶助事業	720,355	538,918	0	26,904	25,201	129,332
	小計	1,928,045	1,349,180	34,560	70,595	77,253	396,457
社会保険	介護保険事業	579,981	42,796	0	8	87,603	449,574
	国民健康保険事業	268,004	143,657	0	22	20,275	104,050
	小計	847,985	186,453	0	30	107,878	553,624
保健衛生	高齢者医療事業	614,943	112,299	0	26,506	77,649	398,489
	疾病予防対策事業	129,741	4,571	0	90,517	5,651	29,002
	医療提供体制確保事業	575,709	0	0	1	93,886	481,822
	小計	1,320,393	116,870	0	117,024	177,186	909,313
合計	4,096,423	1,652,503	34,560	187,649	362,317	1,859,394	

2.入湯税	（歳入）入湯税	2,764千円
	（歳出）観光振興及び観光施設の整備に要する経費	143,404千円

【観光振興及び観光施設の整備に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国(県)支出金	市債	その他	入湯税	その他
観光振興事業	143,404	5,722	28,153	90,694	2,764	16,071
合計	143,404	5,722	28,153	90,694	2,764	16,071